

議事日程（第3号）

平成24年9月12日（水）午前10時開議

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 菅野正彦君	9 番 黒沢敏雄君
10 番 佐藤喜三郎君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 斎藤博美君
16 番 新関善三君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	佐藤賢助君
原子力対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書記	橋本文雄
		書記	菅野春華

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

○議長（新関善三君） おはようございます。

開会に先立ちまして申し上げます。本日も議会中継機器の操作指導のため、株式会社コンピュータビジネスから技術部部長代行の田村さんに来てもらっておりますので、入場を許可いたします。

◎開議の宣告

○議長（新関善三君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 会議を進める前に申し上げます。

本日は気温が上がっておりますので、上着を脱いでも結構です。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで、9月12日の議事日程を配付いたします。（議事日程配付）

配付漏れございませんか。（なし）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において7番議員 菅野意美子君、8番議員 菅野正彦君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第2、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

9番議員 黒沢敏雄君の登壇を求めます。黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 9番黒沢敏雄であります。私の質問に関しましては、重複している部分もありますが、あえて質問させていただきます。

昨年の東日本大震災から早くも1年半が過ぎましたが、当町の庁舎がいっこうに進んでいない状況に、方向性を含めいっこうに進んでいない状況にあります。先の臨時会で解体の予算が決定されたにも関わらず、解体も全然進展していない状況であります。町は、どのような考えの下、遅らせているのか、まだ何の判断もしていないのか、これからの日程はどのようにになっているのかを伺います。

また、2つ目は、庁舎建設にあたって議会の意見はいつ聞くのかを伺います。

学校給食につきましては、地産地消はいつからかというようなことでございます。町の代表生産物の中に、川俣シャモがあります。これは今、地産地消として学校給食に出されているなど、正にすばらしいことであります。なぜなら、放射能の成分が含まれていないからであります。私も農業を営み、農協に販売をしている状況にあります。放射能の線量は検出されておられません。新聞等では、ブルーベリーなどには放射能が含まれているからだめだというような報道もなされておりますが、私

は、実の熟さないうちから3回ほど検査を受けておりますが、全然すべての製品から作物から私のところからは出ていない状況にあります。そういったことを煮詰めて、地産地消に向けて努力が必要だというふうに思いますが、当局の考えを伺います。

以上で私の質問といたします。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆さん、おはようございます。本日も一般質問となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、9番黒沢敏雄議員のご質問に答弁をいたします。

まず、1点目「庁舎建設までの日程は」の、(1)「先の臨時会で解体の予算は決定したにも関わらず進展していないが、これからの日程は」についてのご質問でございますが、庁舎の解体につきましては、早急に実施してまいりたいと考えており、現在、解体工事設計書の内容を精査している段階でございますが、精査が済み次第、入札のうえ契約をし、年内中を目途に庁舎を解体してまいりたいと考えております。なお、新庁舎建設につきましては、今月中には外部の皆様による新庁舎建設検討委員会から、基本構想に係る答申をいただく予定でございますので、この基本構想を受けて町としての方針を定めてまいりたいと考えております。いうまでもなく役場庁舎は、昨日3番高橋真一郎議員にも答弁申し上げましたが、「町民の安全安心を守れる庁舎」、「誰もが利用しやすい機能的な庁舎」、「町民に開かれた親しみやすい庁舎」、「環境にやさしい庁舎」とするほか、町の行政サービスの中心となる施設であり、また、災害時には災害対策本部の機能を担い、町民の安全を守る大事な役割を果たす施設でありますので、一刻も早く町民の合意を形成し、新庁舎までの事業を円滑に進めてまいらなければならないと十分認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、(2)の「庁舎建設にあたって、議会の意見はいつ聞き取るのか」についてのご質問でございますが、先に答弁しましたとおり、今月中を予定しております。外部委員会からの答申を受け、町の方針を定める段階で、建設位置や規模、新庁舎に取り入れる機能等について、より具体的な検討が必要となります。この際には、議員の皆様からも忌憚のないご意見やご要望をお聞かせいただきまして、設計に反映していくことと考えております。また、その後の設計の段階でも、随時、設計者を交えて意見交換等を行いながら、町、議会、そして町民の皆様からのご要望などについて、より良い新庁舎建設に取り組んでまいりたいと考えております。以上で、答弁といたします。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、2点目のご質問「学校給食における地産地消はいつからか。放射線が検出されていない作物から地産地消を進める努力が必要だと思うが、当局の考えは」についてのご質問にご答弁を申し上げます。

昨日、3番高橋真一郎議員からの質問にご答弁申し上げましたが、川俣町教育委

員会といたしましては、これまで地元農産物等の積極的な導入に努め、給食への使用率を高めるための取り組みを進め、地産地消及び食育の推進に鋭意努めてまいったところであります。しかしながら、昨年３月１１日に発生いたしました原子力発電所事故による放射性物質の拡散に伴い、農業生産者の方々には大きな痛手を負い、学校給食食材の提供にも多大の影響を与えておるところでございます。そうした中において、生産者の皆様方におかれましては、安全・安心な農作物を栽培し提供するために全力を傾注されておられますことは周知のとおりであり、丹精を込めて作り上げた野菜を含む農産物等の食に対するいわゆる風評被害等の払拭のために、国も県も積極的な対応をすべきものと考えております。議員ご質問にございます「放射性物質が検出されていない作物から地産地消を進める努力が必要ではないか」とのお質しでございますが、教育委員会といたしましても、安全な地元食材を学校給食に提供できるよう努力をいたしておるところであり、先ほども議員からお質しのありました県の推奨ブランド品であります「川俣シャモ」や「鶏卵」等につきましては、厳格な検査のうえ、昨年の秋から提供を再開いたしましたところであります。しかしながら、地元産野菜等につきましては、検査の結果、放射性物質の検出はなかった產品といえども、保護者の理解には未だに温度差があることから、これら地元食材の提供につきましては、地元產品の安全性について保護者の理解が十分得られたうえで、提供を再開したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で、答弁といたします。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○９番（黒沢敏雄君） まず、庁舎建設のことではありますが、私は新庁舎の場所や何かにつきましては申し上げるつもりはございません。これは町長の仕事でありますので、私からは口を挟む余地はないというふうに思っておりますが、ただ、私としては、議会の要望、結局議会を運営するために必要な、いや議場を含めてどういうふうなものがいいかというようなことを、議会のほうからお聞きするのが私は筋ではないのかなというふうに思うものですから、その辺を重点的に聞きたいと思っておりますので、それを、ひとつお聞かせください。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 皆さん、おはようございます。答弁申し上げます。

今、黒沢議員のほうから、議会の要望、議場等を含めた要望でございますが、現在、検討委員会のほうの答申がまだでございます。９月の中旬から下旬の初めのほうに出したいと思っておりますので、それを受けまして答申を出しますので、議会の要望等はその時点でそれは皆さんのほうに提示しながら意見を聞いて、より良い役場にしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○９番（黒沢敏雄君） 私は、検討委員会の皆さんも優秀な人たちですから、それはそれで結構だと思います。

ただ、私どもは議会の中でどのような動き、働き、そういうものをするうえで、

皆さんとの委員会の部屋もあり会議室もありというようなことで、他の行政とか団体も見学しているわけですね。ですから、そういった意味においては、ほかの人たちよりも私たちは勉強しているんじゃないかというふうに思っております。ですから、そういった意味で、我々の意見も設計前に聞いておく必要があるだろうということで質問しているところでありますが、検討委員会の話が出なければだめだというのは、ちょっと私としては不満なんです、その辺もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 検討委員会については、あくまでも参考でございますので、それで皆さんの意見を聞きながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） あまり、そこで止まっているようですから話は進まないというので、私は昨日、同僚議員の質問に町長が理想の庁舎を造るというような発言をなされておりますので、あえて私は今日の町長の答弁は、答弁として聞いて、その理想に向かった庁舎づくりに進んでいただきたいというふうに思います。

あと、学校給食の件であります、町に委託された野菜のうちで、そういった種類の中で、どういったものが放射能が検出されており、検出されていないのか、それをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 黒沢議員にご答弁申し上げます。

放射能が出ているのか出ていないのかということでございますが、既にご承知のとおり、4月1日よりすべての食材についてモニタリング検査を行いまして、これは町のホームページで公開をいたしております、すべての産品について放射能の検出はございません。それらを主として県外のものを使っております。県内のものも若干使っておりますが、これはもやしでございます。このもやしは、直接土壌にまかないということで検査も全く放射能の検出がないということで、県内産としてはもやしを使っているところでございます。また、議員ご心配の、私どもは放射能の汚染の問題とはまた一線をかきして、町内産の野菜については積極的な導入を図りたいという強い希望は持っております。しかしながら、先ほどもご答弁申し上げましたように、教育委員会としては義務教育でございますから、きめ細かな調査、あるいは、また保護者に対するPRは十分行っておりまして、それにも関わらず、例えば昨年よりは軽減いたしました、牛乳ですね。県産の牛乳、これについても、いまだ飲ませてはいけないということで、小学校が9名、中学校が2名ほど飲ませるなという保護者の要望がありまして、ストップしているような状況でございます。全く心配はしていないにも関わらず、やはり保護者の温度差がございますので、教育委員会としては丁寧な対応を今進め、PRに努めておるところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） その心配は分かりますが、ただ、私どもが生産したものは福島市内で売られているわけですよ。子どもたちでも何でも食べているわけですよ。それを、地元で食べない。そうしたら、それを売っていいんですか。

放射能の検査をしても、農協でやっても、町でやっても、出ない、不検出だと。にも関わらず、そういうようなことをしていれば、町自体の農業というものは必ず衰退してきますよ。だって、風評被害が取れないじゃないですか。自分たちが作ったものを自分たちで食べない。これは風評被害にイコールするなにもものでもないというふうに私は思います。ですから、このシャモを学校給食で使っているというのは、すばらしいインパクトがあるんですよ、強い。だから、ほかの人たちもシャモ祭りに来て、それを食べている。そういった現実があるにも関わらず、そういうことをしていれば、農業というものは必ず本当に衰退していくんですよ。だから、教育の場だけでなく、自治体としても、それをどのように進めていくかというのが、やはり一つの道筋だと私は思うんですが、町としてはどういう考えを持っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番黒沢敏雄議員の質問に答弁をいたします。

ただいま学校給食の問題から地産地消の問題の質問でありますけれども、私も議員と同じような立場なのでありますが、自分たちで風評被害を払拭していかないと、これはなくならない。要するに、いくら頼んでも自分たちが対応するということは、やっぱり積極的に安全安心を確保するための努力といいますか、それをやって、安全だということについては、やっぱりみんなでそれを利用するなり活用するなりして訴えていくといいますか、使っていく以上どおりやっていくことが大事だなと思っています。ただ、今の教育長のほうから答弁ありましたが、非常に親御さんの思いがありまして、その辺を一律ということにいかないというのが現状なのであります。ですから、学校の現場においても、悩みながらの給食だなと思っているところでございますが、私どもといたしましては、まずできるところでは言葉があれであります、そういったものをしっかりと販路に乗せて、そして、それをどんどん宣伝しながらやっていくということが大事だと思っております、川俣シャモはもちろんでありますけれども、川俣町の野菜等についても検査を毎日やっているわけありますから、そういった安全性を訴えながら販路拡大に結びついていきたいと思っています。今回も、各公民館のほうに、今月から3ヶ所には検査のシンチレーションを配置して、身近なところで検査をしてもらえるようになっているわけありますので、皆さん方が身近なところでそれを検査することによって、いわゆる安全が確認されるということによって、より川俣町の製品の安全性、安心をもって食することができるような体制づくりにつながるのではないかと考えてやっております。また、後の除染も何度となく議員の皆さん方と議論を重ねて、今回川俣のやり方でやったわけあります、これは、もうやっぱり安全な食を自分たちでしっかりと作っていくというようなことをやるためという思いで取り組んでいる事業でござい

ますが、今回、収穫の秋を迎えるわけですが、野菜等からは議員お質しのとおり出ておりません。米のほうから今後どのようなことが出るか、昨日来、全袋検査の質問を出されておりますが、こういったことを徹底しながら、その安全を確認し、そのことを、また安全なものはどんどん出荷をしながら広く世間のほうで認めてもらう努力をしていかなくちゃならないと思って今取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 子どもたちに食べさせることでありますので、あまりそういうことを言うべきではないのかなというふうにも思います。

教育委員会の取り組み、また町の取り組みというものが前向きに考えられるという思いから、これ以上の質問はいたしません。とにかく、町の農業、すべての産業であります。そういったことで衰退のないように、できるようにしていただきたいと思うわけです。ですから、毎週といいますか、出している原子力災害対策課で出している線量のやつを見ると、出ていないわけですね。ですから、そういった意味において町民がそれを見ているのか見てないのかというのが、私も不思議なんです。不安だ、不安だと。検査して出ないものは、これ間違いなく大丈夫なんです。ただ、県外の場合は検査していない。だから、かえって不安だという声もあるんですよ。そういったことも頭に入れていただかないと、県外は大丈夫だ、そんなことあり得ないわけですから。ほかのところではいっぱい、お茶がらでもなんでも出ていたりなんかしたわけですから。だから、そういうことも踏まえて、やはりもっと自治体、教育委員会も勉強してもらったり、努力してもらう必要があるのではないかなというふうなことで質問でありますので、前向きな考えでありますので、私はこれで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新関善三君） 次に、14番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） おはようございます。14番遠藤宗弘でございます。私は、日本共産党や日本共産党後援会に寄せられた町民の声の中から、大きく2点について当局の考えを質したいと思う次第であります。

その前に、今、通常国会が閉会し、民主、自民の二大政党の首長選挙が党首選挙をめぐる動きが本格化していますが、これは正に消費税増税連合の枠内での選挙の顔選びだというきり言いようがない事態が起こっているわけであります。国会は、最終版の参議院で野田内閣の問責決議が可決されました。この内容は、非常にすばらしいものであります。野田内閣が強行して押し通した消費税増税法は、2009年の総選挙での民主党政権公約に違反するものである。国民の多くは、今も消費税法に反対しており、今、国会で消費税増税法案を成立させるべきではないとの声は圧倒的多数となっていた。最近の国会運営では、民主党、自民党、公明党の3党のみで協議をし、合意すれば一気呵成に法案を成立させるということが多数見受けられ、議会制民主主義が守られていない。参議院で審議を行う中、社会保障部分や消費税の使い道などで3党合意は曖昧なものであることが明らかになった。国民への

約束、国民の声に背く政治姿勢をとり続ける野田善彦内閣総理大臣の責任は極めて重大である。よって、ここに野田佳彦内閣総理大臣の問責決議案を提出する、これが今回、参議院で通った問責決議の中身そのものなんです。正に、国民の声を代弁しているから、この問責決議が多数で国会、参議院で可決されたということが言えるのではないかと思います。このように、自民党は自らを名指しで断罪した問責決議に賛成せざるを得ない自己否定、自己破綻に追い込まれたのです。公明党はというと、採決で退席して消費税増税の最大の功労者の姿勢を国民の前に示したのです。更に、民自公3党の密室談合で、消費税増税を公共事業につぎ込む仕掛けが作られたことがマスコミでも暴露されております。およそ20兆円の復興予算が組まれましたが、この金は住宅再建を必要とする世帯に分配するなら1世帯1億円ぐらい配ることのできる大きな予算なんです。とんでもないところに使われることが、3党協議で決められている。ここが今、マスコミなどからも暴露され、NHKの報道などでも明らかにされつつあるわけです。被災者でない人が焼け太りになるようなことにならないためにも、当町では一刻も早く川俣町の復興の予算を国に求めていかなければならないのではないかと私は考えている次第であります。

また、今、非常に問題だと思う問題も持ち上がっております。領土問題が隣国との間で大きな国際問題になってきています。我が日本共産党は、領土問題の解決には歴史的事実と道理に立った外交交渉が必要だと考え、緊張を激化させるような行動は双方慎まなければならないと問題の解決にならないと考えています。具体的にいうなら、竹島問題です。竹島で芦刈をしていた中井養三郎氏の求めを受けて、日本政府は竹島を日本領として1905年に島根県に編入しました。これ以来、日本領とされてきました。1951年のサンフランシスコ平和条約第2条C項も、竹島を朝鮮に対して放棄する島の中に含まれていないんです。だから、これは明らかな日本の領土なんです。尖閣諸島問題についていえば、尖閣諸島を探検した古賀辰四郎氏が、尖閣諸島の貸与願いを1885年に申請し、日本政府がウシノチである尖閣諸島を日本領に編入したのが1895年です。これが最初の領有行為で、先占で国際法で正当と認められています。その後、第二次大戦で日本の実効支配が行われ、戦後、米軍の支配下に置かれ、1972年の沖縄返還とともに日本の施設に戻っています。中国は、1895年から1970年までの75年間、一度も日本の領有に対して異議も抗議も行っていないわけであります。こういう点を見ても、正に尖閣諸島は日本の領土だということは歴史的にも明らかなわけであります。また、ついでは千島問題についても触れておきますが、択捉、国後島の南千島はもちろん、千島列島全体が日本領です。北千島まで含めて、すべて日本の領土なんです。これは、日露間で結んだ樺太千島交換条約、1875年で確定されているものであります。歯舞、色丹というのは千島ではなく、北海道の一部でありますから、即刻返還されるのが当たり前であります。旧ソ連は、領土拡大という第二次世界大戦の戦後処理の大原則を破って、千島を占有したのであります。日本政府は、これに抗議もしないで、千島列島を放棄、1951年、サンフランシスコ平和条約第2条C

項、千島返還の交渉もしておりません。日本共産党は、侵略戦争と植民地支配に反対を貫き、旧ソ連、中国など、どんな大国の横暴も許さぬ自主独立の党だからこそ、歴史的事実と道理に立った解決策を堂々と提案し、冷静に取り組みを進めたいと考えているところでありますし、今、中国などが尖閣問題をいろいろと騒ぎ立てているようではありますが、正に歴史の事実に基づいた解決を日本政府も強く求めていく必要があるのではないかと考えているわけであります。自民党政府など、千島という言葉すら使えない。北方領土などという島は地図の上ではないわけですから、千島を返せと言わなければ世界の交渉の場には立てないということを改めて申し添えておきたいと思う次第であります。

さて、具体的な問題に入りたいと思いますが、第1点の問題は、全町民への賠償を東京電力に求めよという問題であります。原発事故から1年半になりますが、東京電力は避難者に対して補償賠償の動きが開始まっておりますが、原発から最前線で暮らしている川俣町の全住民は、原発事故発生から大きな精神的損害を受けているわけであります。また、住宅、宅地、家財など、すべての財物が放射線によって汚染されています。しかし、東京電力も政府も、計画避難者に対してはいろいろ考えてはいるようではありますが、放射能に対する恐怖を一心に受けて生活をしている川俣町民に対して、更には、川俣町にいるのに不安を感じて自主的に避難をしている町民に対しては、なんの保障も賠償も考えていないというのが実態であります。原発事故から1年半になる今日、町当局は町民の損害を賠償させるために、東電と政府に強く働きかける必要があるのではないかと考えるわけであります。具体的に言うなら、原発の最前線で精神的な苦勞を受けながら生活している川俣町民、これは、すべてが原発被災者だということは町も議会もお互いに確認済みの話でありますから、川俣町民すべてにさかのぼって、1ヶ月5万円程度の全住民に対する損害賠償を町は求める考えはないのかどうか、その辺を質しておきたいと思う次第であります。

2つ目の問題は、3・11災害の記録を残せという問題であります。事務屋でもない私が、こんなことを言うのは非常に生意気なんです、3月11日川俣町は地震原発事故という大災害を受けたのですが、この事故の全貌を正確に歴史として残して、今後の取り組みに生かしていく必要があると私は考えるわけであります。当局として、これはどう考えているのか。このまま町の動きを見ていると、いや、これは原子力対策課だ、これは産業課だ、これは建設課だ、結局のところ責任を負わなければならない災害対策本部が中心に座っていないという姿がありありと見えてくるわけであります。史上まれに起こった災害であるならば、この記録を災害対策本部が中心になって、きちんと残して後世に伝える、これは当然の責任ではないかと考えるわけではありますが、これらについての当局の考え方を質したいと思う次第であります。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 14番遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、1点目の全町民への賠償を東京電力に求めよの、川俣町の全町民は原発事故発生以来、大きな精神的損害を受け、宅地、住宅・家財などすべての財物が放射能に汚染されている。町当局は、自主的に避難している町民も含め、全町民の損害賠償について東京電力と政府に働きかけるべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、まず、損害賠償は、損害を被った者が損害を加えた者に対して行うことが原則であり、財物損害が具体的にどれだけの価値が減少し、あるいは喪失したかによって行われるようになるものと思われまます。このことについては、民法第709条にも定められておりますし、原子力損害の賠償に関する法律においても、賠償につきましては原則当事者同士の民間対民間での対応であると理解しております。そのため、現在のところ、町として代表請求等を行うことは考えてはおりません。しかしながら、損害賠償の中でも精神的被害に関する賠償は、原発事故から起因する放射性物質の拡散により生活空間等が汚染されていることで苦痛を感じているものでありますので、今春に行われた精神的被害に対する賠償については、除染などを実施し、空間線量が下がるまでの期間については、それに係る精神的苦痛は継続するものでありますので、引き続き賠償すべきものと考えており、町といたしまして国や東京電力にも強く求めてまいりたいと考えております。また、精神的損害につきましては、本町だけの問題だけではありませんので、各市町村が連携し、県が中心となってまとめることにより全県的な対応としてとらえていくことが重要でありますので、県に対しても、その対応について求めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「3・11災害の記録を残せ」の「3・11災害の記録を正確に残し、今後の取り組みに活かす必要があると考えるが、このままでは各課の連携不足により記録が残らないのではないか。災害対策本部が中心になって取り組む考えはないか。」についての、ご質問でございますが、災害の記録を残すことは、今後、災害が発生した場合の対応対策を考えていくための基礎的かつ有効な資料になりますので、災害時の教訓を大いに活かしていくことが、今後の防災行政を進めていくうえで非常に重要なものになると認識をしております。特に、昨年発生いたしました東日本大震災、そして原発事故の大災害につきましては、人類の歴史のうえでも未だかつて経験したことのない大惨事であり、その記録はこれからの災害対策にとって、本町のみならず、国内、あるいは世界中の防災関係機関にとっても、大変重要な資料になるものと思われまます。今回の災害にあたっては、地震による避難、地震の災害対応、原発事故による他市町村からの避難者の受け入れ、山木屋地区の避難、放射性物質の拡散に伴う諸対応、そして町民の皆さんのボランティア活動、消防団、民生委員、婦人団体、議会各関係機関、また、各団体のご協力、ご支援や町内外からのご支援をいただいているいろんな事情、また、これまでの災害とは大きく異なり、今まで経験したことのない多岐にわたる課題の対応に日々追われておりますが、これらの対応は各課にまがり、役場の全職員が一体となって対処してきたものであったため、その収集・整理にも相当の時間等が必要になるものと考えて

おります。一方、当該災害から１年半が経過しており、時間の経過とともに、記録すべき内容が忘れてしまうことがあってはならないことでありますので、今後、年内を目途としまして、できるだけ速やかに災害対策本部としまして、各種資料等の整理・取りまとめ、３・１１災害の記録の作成に取り組み、今後の防災対策に寄与出来る取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○１４番（遠藤宗弘君） 町長は一般的な答弁きりできないんだろうと私は思って聞いていたんですが、ところが、やはり、これは町長の考え方では到底住民に対する賠償は進まないということだけは、はっきり言っておきたいと思うんですね。

というのは、政府や東京電力が山木屋の被災者に対して賠償をするという形だけのことはやってきますが、実際中身を見れば、あなたは登記してないからやりませんよとか何かということ露骨にやってきているわけでしょう。議会として３回にもわたって福島の前所長を呼んで具体的に詰めたとしても、一貫して登記していない人には賠償もなにもしないというのが東電の基本姿勢ですよね。苦しくなって、東京にある本社の常務が出てきましたが、全く同じ内容です。だから、一人ひとりの被災者に対して援助するなどという考え方は、東京電力は持っていないんだと思って取りかかればならないのではないかなと思うんですよ。だから、民間対民間の問題だということで、町当局が町民を投げ出せば、これは勝負にならないことは明らかじゃないですか。東電も政府も、賠償しますよということを書いていながらですよ、中身については、そうやっていくらでも値切ろうという姿勢はありあんなんですよ。だから、一町民が東京電力に精神的賠償を求めたとしても、全く鼻も引っ掛けないというのが東電の姿勢ですよ。だから、今、川俣町が原発地域からの被災者の中の最前線にいるんですよ。あとは、浪江だってなんだって、だれもみんないないんですから。避難しているんですよ。避難地域については、曲がりなりにも政府も東電も出さざるを得ない、これは自分たちの命令で、いわゆる避難させたわけですから、日干しにするわけにはいかないということで形だけはやってます。実態はだめですよ、全然、あんなことでは。けども、川俣町の住民は避難地域の最前線、原発の最前線にいらながらですよ、８万円の補償をもらっただけでしょう。それで、すべてを終わろうとしているんですよ。あとは４０万の補償で終わりにしようとしているんです。そんなことで町民黙っていられますか。だから、町が、やっぱり原子力対策課なりなんなりで損害賠償や何かも含めた、やっぱりきちっとした体制を取って町民の精神的負担に対して、どういう援助をしていくのかという取り組みがなければ、住民は救われなと思うんですね。どこに行ったって、今１年半経ってみますとですよ、１年半経ってもおれは家庭菜園の野菜も食われないんだとか、なんかという人はいっぱいいるわけですよ。これは、安全だから食わせといたって、これは、そんな安全だから食わせなんか言える人はいないでしょう、今。

放射能測定器の精度が悪くて、小さい値は0になっているというだけの話ですから。全町にばらまかれているものは、野菜や何かにだって必ず入ってくるわけですから、0だなんていうことはあり得ないんですよ。ただ、量が少なくて測定精度が悪いから表示できないというだけでありますから、安全だから食わせなんていう保証はないですよ。大体、いわゆる学者や何かだって、放射能は受けなければ受けないほうがいいんだということは明確な値なんです。そういうところに住んでいる、原発地域からのいちばん最前線に立っている自治体の首長として、ここで、やっぱり東電相手に戦う、政府相手に戦うという姿勢を示してもらわなければ、県民どこに行ったらだめですよ。救われなと思いますよ。あとは県に働きかけるなんか町長言ってるけど、県に働きかけたことあるでしょう。議会だって、県に交渉に行ってるんですよ。未だに30キロ圏を線引きで、それで押し切ろうとしてるのは県の姿勢じゃないですか。まして自主避難者に対しては、県内の避難者に対しては何の手だても打たないというのが今の県の姿勢じゃないですか。だから、県だのなんだのって言うてるのではなくて、やはり地方自治体の、住民の命と暮らしを守るんだという最前線に立つ地方自治体の長として、どうしたら精神的被害から補えるんだという立場を明確にしていきたいと思う次第であります。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 14番遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

質問の件につきましては、前にも要望活動が続けながら、これは県内の動きと一体となっておりますけれども、8万、40万が精神的に出された経緯がございます。そういったことは、これから、今この原発事故が完全には収束していない状況の中であって、県内において除染活動、あるいは、また食の安全を守るためのシンチレーションなり、あるいは、また健康を守るためのホールボディカウンター等々を含めたいろんな対応策に迫られているのが実態でありますから、そういった意味から含めれば、この精神的損害の賠償を、それは求めていくことについては私はなんら異存もございません。ですから、今そういった動きは国のほうに対して言っているところでございます。県を相手にしているという意味ではないんでありますが、しかし、福島県そのものが現在当事者になっているわけでありまして、やはり一体となって取り組んでいく必要があると思ひまして、その県という言葉を使わせてもらいましたが、町として積極的にやっていくことは私これから、今もやっておりますけれども、これからもやる考えであります。ただ、野菜が安全とは言えない。先ほど黒沢議員からもありましたが、いろいろと調査をしながらやっておりますので、その努力を町民皆さんが一生懸命やっていることについても、やはりお互いにそれは確認し、認めながらも進めていくことが大事だと思っております。ただ、議員お質しのとおり、中にはオーバーしたりするものがあるのも事実でありますから、それが完全になくなることにいかない限り、先ほどのような具体的ないろんな問題が提起されると私も思っておりますので、そういった面も含めながら、この現状を強く訴えて、この質問にありますようなことについて決して投げるという意味では

全くないのでありまして、我々も自覚を持って国、東電のほうに要望活動は引き続き続けていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 町長、いわゆる除染に全力を尽くす。健康を守るためにホールボディカウンターを購入する。これ自体が町民は非常に負担になっているんですよ。原発事故がなければ、そんなことやらしてもらわないんですよ。除染なんかやらしてもらわないですし、ホールボディカウンターでなんか検査してもらわないんですよ。

そういう負担を一人ひとりの町民にかけているというのが、この原発事故なわけでしょう。だから、それを完全に取り除く手だては世界中にまだないんですよ。だとすれば、いわゆる非常にそんなことは求めたくはないけれども、本当に0にしてもらったほうがいいわけですが、だけでも、そういう被害をおまえたちは浴びせたんだから、必要な賠償をしなさいということなんですよ。東電や政府は。その金額が幾らになるかというのは、今いろいろと取り沙汰されておりますが、ある弁護士なんか言わせれば、月20万ぐらいしてもらったっていいんでないかという人もあるし、いや、月5万ぐらいでいいんでないかという、これはいろいろあります、多いの少ないの。なぜ川俣町が先進的に取り組む必要があるかといえ、さっきも言ったように、川俣より先の原発地帯はだれもないんですよ。だから、川俣は最前線に立っているわけだから、この町として取り組まないと、県が、国がと言っていたって、県だって国だって今まで一緒くたになって原発推進を進めてきた人たちですからね、だから、双葉町なんかと一緒にやってやろうとしたって、それはもう腰が引けてるというのは明らかなんですよ、双葉町なんかは。未だに県内の原子炉を0にしろなんかは言えない自治体いっぱいあるわけですから。だから、そういうふうになれば、やっぱり川俣町はいろいろ問題はあるとは思いますが、全住民が被災者だということで、全住民に被災証明も渡して、そして少ない額ではありますが、義援金も全町民に渡した。これは今になってみれば、すばらしいことだと思いますよ。未だにないでしょう、全町民に義援金を渡したなんていう自治体は。そういう先進的なことをやってきたんだから、ここで町長がちゃんと方針を出して、全町民にやっぱり義援金を支給させるべきでないかという運動を、取り組みをどこでやるかなんですよ。原子力対策課の中に、やっぱりチームを作ってもいいだろうし、自治体としてやりにくいとなったら、そういう組織を作ったっていいんですよ。そういうふうないろんな手だてはあると思うんですが、ただ、町民一人ひとり、これで終わるかというのが今、1年半経ってみて、まったくおらも義援金ほしいというのが本当のあいさつ代わりのように出てくるんですよ。年配者なんかは、おれは一生懸命畑つくっても、おらほうの若い者にひとつも食ってもらわれないんだ、なんとか持って行って食ってもらえないかいと。私はいただいてきますが、そういう精神的な負担というのはいっぱい持っているんですよ。これは、やっぱり義援金か何かという形で賠償として政府や東電から、やっぱり取るという姿勢に立たないと

だめだと思うんですよ。要望なんかでは出すわけないでしょう、東電なんか。いくら要望したって出さないですよ。だって、自分らが出すって言いながら、いくらでも額を低くするための手だてを裏で必ず仕組んでくるんだから、あの東電というのは。加害者だという自覚未だに持ってないわけだから。だから、加害者という自覚を持っていない東電から、町民に対する賠償を取るというのは、必要な手だてを打たないとどうにもならないと思いますよ。だから、町長は腹を固めて、5人なら5人の弁護士を依頼して、それで町民の賠償を全部一括して引き受けてくれないかというチームをつくったっていいんですよ、これは。そのぐらいのことをやっぱり考えながらやっていかないと、町民は浮かばれないと思うんですね。残念ながら県も、いや県に言えば、あっちだ、こっちだ、最後は30キロ以内というのが今までの県の姿勢から一步も変わってないわけですから。川俣町は30キロから80キロだから関係ないみたいなことでしょう。これは、やっぱり自ら打ち破らないとどうにもならないと思うので、その辺も検討をやっぱり入っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

東電の賠償についても、議員お質しのとおり今回の賠償が出されておりますけれども、我々も一定の評価をするということについては申し上げておりますが、しかし、満足していることではないということは、今お質しのとおり一人ひとりの具体的な内容については受け付けようとする姿勢が見えないところがあるわけであります。ですから、私は、そういったことを今回の賠償問題では一番問題だということでは言っておりまして、先の先行払いについてもそうなんでありまして、登記してないとだめだと型どおりのことだけで、その他に進もうとしない。いろんな法律問題や何かあるかと思っておりますけれども、しかし実際、この住んでいる皆さん方、避難させられている皆さん方、そういった実態を考えれば、それだけでは到底対応はできないわけでありまして、そういったことをもっともっと頭に入れて対応していく、個々の事情に寄り添ったことをやっていくんだということを我々も要求をして、今度、本賠償にあたってはするという話までは今きているところでございますが、議会のほうからも強くそういう要求が出されておりますから、東電のほうでもそのようなことについては十分認識のうえ、これからの補償賠償について取り組む傾向の流れもまたつくられるんじゃないかと今思っているところでございます。ただ、まだまだ具体的にはなっておりませんから、そのことについても要求活動は続けていく考えであります。

また、今いろんな町民の実態にあったところについて、その精神的賠償等についても、町として取り組むべきだと要望のところに名前も出ないぞということでありまして。やはり、そういったことについては、我々も十分内情等について精査をしながら取り組んでいくことについては、なんら問題があるとは思っておりませんので、その内容の把握とも実態と含めながら、現実の生活再建に向けたことについての対

応をとるための一つとして、どのようなことになるのか、そのことは災害対策の本部としても取り組みを進めていきたいと考えております。ただ、前に（不規則発言あり）戻しますが、1万を町でやったんでありますが、そのときにも皆さんと協議を重ねてやりました。大変喜んでくれた方から、そんなのを配らないでもっと何かに使えという若い人からも言われたのも事実であります。そういった面では、町民、1万5,000の町民の中でも、いろんな方々がいるわけですから、私も皆さんの意見、又は町民の意見もしっかりととらえながら、その対策をとるということは重要だと思っております。基本的には、遠藤議員がおっしゃるように、川俣町は放射性物質に汚染されているわけでありますから、このことは共通認識で、共通課題としてとらえていくことができると思いますので、そういった視点に立った中で、そういった町民の皆さんの生活再建に関わる対応をするように考えていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分といたします。
(午前11時01分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

(午前11時15分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この問題は、あれですね、具体的にどう取り組むか、これを明確にしないと進まないんですね。

だから、今、弁護士グループやなにかは、それぞれの弁護士グループが、このままでは加害者がはっきりしているにも関わらず、賠償も受けられないということでは大変だということで、弁護士グループや何かが立ち上がってきているんですね。この原子力被害について。川俣町の住民一人ひとりを見れば、土地も家も放射能に汚されていて、それだけでも賠償の価値あるわけでしょう。結局、除染やったって、半分に減らしたところで知れたものなんだから、だから財物や何かは全部損害を被って、そのことについては全然東電や国も考えてないわけでしょう。30キロから離れているから、あんたは関係ないという線引きで決めているわけだから。あと、計画的避難区域からはずれていれば、これは関係ないという、こういう見方きりしてないわけだから。だから、これは川俣町がやっぱり住民の損害を補償させるんだ、賠償させるんだという立場に立てば、恐らく原子力対策課の中に賠償についてのグループなりなんなりをきちっとつくと。必要であれば顧問弁護士でもなんでも頼んで、そしてやるんだと、受付窓口をつくって、そして具体的に請求をするんだというところまでやっていかないと、これは言葉や何かでいくら国に要望しますだの要請しますなんか言ったって、国は払う気はないわけですからね、最初から。全部これは東電にということでしょう、賠償は。だから、東電相手にやるとなれば、こ

れは町民一人ひとりがいくら頑張っても、あれほど弁護士抱えてやっているところには太刀打ちできないんですよ。だから、そういう点で具体的な取り組みをどういうふうにしようとしているのかについて、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番遠藤宗弘議員の質問に答弁いたしますが、今言われているように、放射性物質の拡散によって個人の資産の減耗などもあるわけですね。

町では、いわゆる固定資産の評価替えの影響、評価にも影響を及ぼしておりますから、それによって減収、税収減という状況も起きて、議会のほうでもお伺いしておりますけれども、そういったものについては、国のほうに減収分についての要求を、補てんについては、これは東電に話をする中でやっているわけでありましたが、それらについても、これは当然固定資産税のほうに関わってきますから、国、県、国のほうの考え方もいろいろあるかと思えますし、川俣だけじゃないこともあります。ですが一方、そういったことで個人の方も、そういう面での影響を受けているわけでありましてね。資産が下がったというようなことがあるわけでありまして、そういった面で今、精神的な面、あるいは、また財物のことも含めてのお話かと思うんですが、個人の専門的なことがあると思うんですよ。ですから、そういったことについては専門家などの意見もしっかりと聞きながらやっていかなくちゃならないと思っています。これは、ひとえに川俣だけじゃなくて、我々川俣だけじゃないわけでありまして、各今回被った皆さん方はたくさんいるわけでありまして、そういった意味では専門的な立場の方からのいろいろな知見などいただきながら、やっぱり整理していかなくちゃいけないと思っているのが現状でありますので、そういったことについて取り組んでいきたいと思っています。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 結局、専門的な知識も必要だという、結局、東電相手のけんかになるわけですから、抽象的なことでは絶対応じないと思うんですね。

だから、その専門的な知識が必要なのを、住民に任せるわけにはいかないと思うんですよ。やっぱり、町がせつかく原子力対策課を抱えているわけですから、ここに必要な人員の配置、今の人員でやれなんていったって、これは無理な話だから、新たな人員の投入や何かもやって、住民の損害をすべて賠償させるんだという立場に立てば、必要な人数を投入してでも、やっぱり全住民の賠償を立ち上げていくということは必要になって来るじゃないですか。その辺は、どこに、どういう形で設置しようと考えていますか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 人員を配置して、それを全部やっていくんだということには、まだ立っておりません。

いろんな専門家の話などを聞きながら、どういような取り組み方ができていくのかということについての、まずを調査し、知見をいただきながら、その態勢がこ

うだということになればそういったことに対応していくということで、考えていかなくちゃならないと思っております。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 専門的な知識が必要だといっているながら、それを住民に任せるといわけにはいかないと思うんですね。

専門的知識を持っている人を抱えるなり、なんなりして、それで、やっぱりそこに相談に足を運んで賠償を求めるという窓口を町でも開かないと、これは住民一人ひとり、いわゆる最初の民間対民間だからそれぞれやれなんか言われたって、これはあかぬけなことだけははっきりしているんで、そういう点では行政の側で、そういう窓口を開いてもらって、そこに集中しながら、あとは全体としてこれは本当に全町民の運動にしていかなないと、東電なんか動かないと思いますよ。そういう、やっぱり強い運動にしていくなかにも、その点は是非、窓口をちゃんと開いてもらう。人の配置は考えていないんだといったって、今の職員の力量でやれっていったって、これは私はやれるとは思いません。やれないと思いますよ、実態は。だから、それらに必要な態勢をとっていくということに立っていただけないものかと思うんですが、再度お願いします。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたしますが、原子力対策課に生活支援係等もごございますので、そちらの方を窓口にししながら、そういったものについての今後の調査を進めたいと考えます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 原子力対策課を窓口でという、それは窓口として、じゃあそれなら、それなりの住民の賠償を求めていく窓口を原子力対策課だということは町長から出されたので、あとは住民の賠償要求を原子力対策課にどれだけ持ち込むかと、それに応じた体制は取るんでしょうから、そういうことで、あの人たちもこの問題は取り上げると思うんで、私はこの辺にしたいと思うんです。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 言葉がちょっと足りなかったようでありますので。

個々の、それぞれの賠償でなくて、議員がお質のように精神的損害の全体的なものについて、先に8万、40万は出たぞと。それだけでは少ないんじゃないかと。そうじゃなくて、もっと町として全体を考えたいうえでの要求をすべきだということについての答弁を申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） それも考えるということであれば、それなりの前進だと思うんですが、是非、住民のやっぱり暮らしを守るという立場では、今、原発問題に対してはこの問題は最大の問題ですから、強力な取り組みもお願いしたいと思います。

あと、2つ目の問題の災害の記録の問題なんですが、これはきちんと、やっぱり、この3・11の災害の記録はきちんと残しておく。もう1年半ですよ。1年半経つ

たからって議会で黙祷までさせられたわけだけれども、1年以上過ぎても記録が残せないというのでは、やっぱり問題だと思うんですね。やっぱり、町の行政というのは単年度主義ですからね。毎年毎年きちっと、やっぱり総括していかないと、おかしいんですよ。1年経っても災害の記録がきちんとまとまってないということであれば、早急に、やっぱりこの記録を残す、災害対策本部として残すということにならないと、各課ばらばらで、これはおらほうでない、おらほうでないというのは流行っているようだから、役場の中は。だから、そこは町長きちっと、どこが中心になって、どうやって残そうとしているのか、明確に、まずお聞きしたいと思います。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

災害の記録を残すことは、今後災害が発生した場合等、対応、対策を考えるため基礎的なものになりますので、そういったことから、今、各課のほうに提出を求めて上がってきております。それらをまとめている段階でございますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） もう少し時間をくれというんですが、そうすると、いつごろ、何時間ぐらいの時間ですか。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

何時間ということではなくて何日ということで、今まとめておりますので、災害対策本部のほうは総務課でやっておりますから、今まとめている段階でございますので、もう少し時間をいただきたいと思います。なるべく早い時期に出したいと思っております。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 災害の記録を残すということについては、実際に私この議会でも取り上げたことがあるんですが、いわゆる言葉としては6,500人も避難者を受け入れたということを流行言葉のようにみんな言うんですね。

しかし、そのまとめの中に川俣の住民が避難したいいきき荘の問題は一言も載ってなかった。だから、私が80人もあそこに避難したのがなんで載ってないんだと指摘したように、そういうことが起こっちゃうんですよ。華々しいところにはみんな出てくるけれども、住民、肝心の住民が避難したのはいきき荘が一番多いわけですからね、80人も避難して。この問題が記録に残ってなかったから、私は何をやっているんだと、あんた、どこから給料もらってるんだと言って、この前議会でも追及したんだけど、そういうものがどんどんほろっていつちやうから早くまとめなさいというんですよ、私は。ついでだから、なぜそういうことをわざわざ議会の場でこんなことを言うかという、例えば産業課が出すことになっている農業条例に基づく資料だって、本当は9月議会に出すと言ってるんだけど、言葉だ

けなんですよ。未だにもらっていないでしょう。だから、そうなってくるんですよ。これは、私が議会で度々、条例守っているのかいと言って、町長が守って、こういうことのないようにしますと必ず言うんだけど、未だに報告ないわけでしょう。だから、そうすると、今最も原発事故で被害に遭っている農家の実態をつかまないうまま、議会の議論やなんかをしなくちゃならないということになっちゃうんですよ。だから、そういう点があるので、是非これは早急にまとめていただきたいと思うんですが、期日はいつごろ目標ですか。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げますが、先ほど町長が年度内ということで、年度内の早い時期と言うことでお願いしたいと思います。年内です。年度内でなくて12月の年内ということで、近いうちということでお願いしたいと思います。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） じゃあ、とにかく12月という、これ以上早くできないのを早くやれと言ってもしょうがないでしょうから、とにかく12月、これ条例に決まっているものだって出さないんだからね、当局はね。だから、12月には確実に3・11の実態を報告できるように、まとめていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（新関善三君） 次に、6番議員 菅野清一君の登壇を求めます。菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 6番菅野清一であります。私は、定例会に臨み、先に通告しております大きな4件について当局の姿勢を質すものであります。

あの原発事故から、およそ1年半が経過する中、事故直後の東電や政府の対応、県の対応などが次々と明るみになってまいりました。一部公開されました原発事故直後の東電1Fと本店とのやりとりの映像は、東電も国も全く危機管理のないことを露呈したものであり、東京電力に原発を運転する資格がないことを明らかに示したものであります。特に、この中で3月14日の3号機爆発の直後、こともあろうに福島県が東京電力に、健康被害の心配はないとする文書を報道発表資料に記載するように要請したことが明るみになり、県民の大きな批判を買っております。また、4つのそれぞれの事故調査委員会の報告も、その内容はあきれたものばかりであります。身勝手な東電の事故調査報告、事業者である東京電力よりほとんど意見聴取ができなかった民間の事故調査は論外として、政府の事故調査は最初から原因者である国と東電の責任を問わないことを前提としているため、その内容は極めて遠慮がちな報告に終始しております。この中で、唯一国会の事故調査は、事故の原因をはっきりと人災と認め、地震の可能性に言及していることは一定の評価ができるものと思われまふ。しかし、事故原因を地震であると認めると、地震国である我が国の原発はすべて再稼働できなくなるというアキレス腱を抱えているため、国はあらゆるマスコミを使い、何が何でも津波説を主張しなければならない背景があるのであります。事故原因が津波であれば、想定外という責任転嫁ができる論理が成り立つ仕組みになっております。今回の原発事故による、およそ90万キロベクレルといわれ

る大量の放射性物質が飛散したうち、その7割が2号機からだと言われております。事故前から、この2号機は原子炉格納容器が欠陥格納容器といわれ、以前から多くの専門家より指摘されていた経過があります。1号機と3号機は、なんとかベントすることができたが、2号機は炉心融漏により、高圧になった原子炉圧力容器から格納容器に圧力を抜くための蒸気がし弁であるセーフティリレイブزنいわゆるSR弁が開かなかったことが、後にサブプレッションチェンバーと圧力容器をつないでいるベント管にひびが入り、圧力容器が大きく損傷し、高濃度放射性物質の大量飛散につながったと言われております。正に、このSR弁の問題はバッテリーの容量不足と言われておりますけど、バッテリーの容量が間に合ったとしても圧力容器の圧力が強ければSR弁が開かないことが、後の実験で判明しております。このことは、東電の技術者も予想していなかったそうであります。そして、なにより問題なのは、これだけの大きな事故を引き起こし、その事故が原因で避難の最中に多くの死ななくていい人が犠牲になったにも関わらず、だれもその刑事責任を問われていないこととであります。東電の幹部も監督官庁である経産省や文科省の役人も、だれも逮捕されることなく責任を取っていないことは、法治国家としてあり得ないことであります。そういう意味で、福島県の市民団体1,322人が去る6月11日、東電幹部33人を福島地方検察庁に刑事告発し、8月3日に正式に受理されたことは、我が国の司法はまだ死んでないことを証明したものであります。今回の刑事告発は、刑法204条の傷害罪、同205条の傷害致死罪、同211条の業務上過失致死罪で告訴、告発するものであり、民事的には先ほど町長が言ったように、民法709条、710条において損害賠償を求めているものであり、極めて重要な意味を持っております。また、政府の初動対応も大きな批判となっております。特に問題なのは、アメリカエネルギー省が事故直後の昨年3月17日から19日にかけて、米軍のビーチクラフト機C-12ヒューロンと軍用ヘリコプターUH-1ヒューイによって、放射線量の分析を電子地図に表示する空中測定システムいわゆるAMSと呼ばれる機材を搭載して、原発から半径45キロの地域の線量を計測した結果、浪江町や飯舘村などを含む福島1F原発の北西方向に、約30キロ超にわたり1時間当たり125マイクロシーベルトを超える高線量の地域が帯状に広がっていたことが判明。この線量は、8時間で一般市民1年間の被ばく量を超える線量であります。その結果を基に作製された汚染地図は、3月18日と20日の計2回、在日アメリカ大使館経由で日本の外務省に電子メールで提供され、その外務省が直後に、経産省原子力安全保安院と線量測定の実務を担っている文科省にそれぞれ転送したにも関わらず、文科省と保安院はそのデータを公表せず、首相官邸や原子力安全委員会にも伝えていなかったということが判明しました。そして、1年以上も経ってから各自治体に謝罪に出向くという誠にお粗末な結果であります。これほどの高線量が計測されながら一切被災市町村に知らされなかったことは、明らかに殺人未遂罪にも匹敵する行為であり、国民の生命を守るという国家公務員の立場から、制度上到底許されることではありません。この問題は、SPEEDIのデータ未公開の問題

と同様に、国の防災計画及びその伝達方法がそれぞれの省庁間で成立されていないという、なんともお粗末な国家管理体制をさらけ出しているのです。この情報がきちんと公開されていれば、少なくともあの爆発直後の１週間前後、適正な避難ができたことはいうまでもありません。これは、明らかに国家犯罪であり、被災自治体として公式に謝罪を求め、損害賠償を求めていく必要があると思います。SPEEDIのデータも３月１１日深夜から１５日朝７時まで、県庁防災対策本部に送られているにも関わらず、そのほとんどのデータは職員によって消されたという事実が判明し、これも市町村に謝罪に出歩く始末であります。また、これらのデータとは別に、県は３月１３日午前１０時半ごろから、保安院も１２日から１３日朝までのデータを受け取っていないが、既に過去のデータとして公表しませんでした。この結果、浪江町や飯舘村、山木屋地区の住民は、その事実を知らされることもなく無用な被ばくを受けたことは紛れもない事実であり、福島県として重大な罪を犯したことになります。この問題は、去る７月１０日の参議院予算委員会において、井戸川双葉町長、吉田浪江議長が参考人としてその発言を求められ、そのSPEEDIのデータ未公開や避難生活の実態に対し強い憤りを国会の中で訴えられたことは、記憶に新しいことであります。しかしながら、これらの経過の中で、１６万人にも及ぶ避難生活はなんら対策がとられることなく、ゼネコンを中心とする膨大な予算を要する除染事業だけが優先されていることは、明らかに避難は儲からないが除染は儲かるという、いわゆる復興という名の経済市場主義政策が優先されていることを物語っているものであります。このような現実の中、国は、これまでの法律である年間被ばく線量１ミリシーベルトとする、いわゆる放射線同位元素等に関わる放射線障害の防止に関する法律及び原子炉等規制法、年間５．２ミリを超えた場合の放射線管理区域とする電離放射線規則を無視し、勝手にICRPの緊急基準である２０ミリシーベルトを基準として、避難区域再編を推し進めようとしております。これは、明らかに憲法２５条に反していることは明白であります。区域再編と同時に示された財貨物補償については、３月に原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針第２次追補、そして去る７月２０日に政府の方針として打ち出された賠償金額で、その幕引きを図ろうとしております。しかも、財物の補償期間がなぜ６年なのか、なぜ固定資産税評価なのか、なぜ２０ミリシーベルトで地域分割なのか、これまで我が町議会も含め、多くの県民が完全賠償を求めてきた経過からすれば、その内容は被災地の住民の感情とはあまりにも乖離したものであります。この２０ミリシーベルト安全論は、いかなる法的根拠も妥当性もある科学的根拠もなく、国民の生活の重要性を説く、いわゆる憲法２５条に対する重大な違反行為であると同時に、立法府の決めた法律を行政府が破るという二重の犯罪行為でしかないことであります。本来、法律というのは、科学的根拠に基づいてつくられているものであり、一般人で年間１ミリシーベルトを限度とするというのは科学的根拠に基づいたものであり、子どもの放射線量に対する感度が平均的な大人の３倍であるという事実を加えても、当面０．３ミリシーベルトを限度とするというのが科学的

根拠に基づいているものといえるものであります。この問題の本質は、国が立法院の決めた法律を守らないという、この1点にあります。このような状況の中、原発事故を受け福島県が18歳以下の子どもを対象として進めている県民健康管理調査の検討委員会で、昨日、1人のこどもに甲状腺がんが見つかったことは、今度の原発事故とは考えにくいとはいっていますが、県民にとって大きな衝撃を与えております。なかば強引に夏場電力不足をでっち上げ、大飯原発を再稼働させ、既成事実を作り上げ、連日首相官邸の抗議のデモ行進を受けるという光景は、正にこの国の歪んだ行政を象徴したものであります。しかも、大飯原発3号機、4号機は、出力118万キロワット、PWR加圧水型のプルサーマル対応の原子炉であります。国民世論が脱原発に向かう現実の中、時代の要求と逆行する政府が推し進められるこの現実を目の当たりにし、原発被災をまともに受けた基礎自治体として今後どのように自治体の主権を主張していくのか、大きく問われているものであります。

以上のような観点から、次の4件について当局の真意を問うものであります。

1件目として、東京電力による補償賠償に対する町の取り組みはどのようなになっているのか。これは、具体的には、今提案されている財貨物は、あまりにも低い設定になっているが、町としてはどのような所見を持っているのか。そして、この合意が、なぜ双葉8町村だけで決められたものを川俣町が受け入れることができるのか。この法的根拠も含めてお尋ねします。

大きな2つ目として、いわゆる20ミリシーベルト論を原則とした避難区域の再編見直しの考え方と今後の見通しについてであります。まず、今度の区域見直しの、まず国の目的は町は何だと考えるのか。当然、山木屋地区は低いところで年間10.1ミリシーベルト、高いところで44.4ミリシーベルト、これは3月11日時点で、ということは、2つに分けられるこの基準は一体何が根拠となっているのか。また、その見直しをした場合の今後の町としての住民生活の展望はあるのかないのか。

大きく3件目として、国による除染計画の進捗状況はどのようなになっているのか。なぜ、このように除染計画が大幅に遅れているのか。また、除染計画について、森林も含むと言ったり言わなかったり、現状はどうなっているのか。

大きな4件目として、今、1号機から6号機まで1万本以上の再臨界を免れない燃料棒が未だ存在している中で、いつ再臨界を受けるか分からない状態で、この緊急時としての防災計画は具体的にあるのかないのか。

以上4件について、当局の姿勢を質すものであります。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、1点目「東京電力による補償賠償に対する取り組みは」の(1)「今提示されている財物補償はあまりにも低い設定になっているが、町としての対策は。」についてのご質問でございますが、財物補償の基準につきましては、当初の算定方法から一部、見直しを行うなど、一定の評価をするところでございますが、

その賠償が高いか低いかにについてはそれぞれの問題でもありますので、よく検討する必要がありますと考えております。こうした賠償内容の要請につきましては、本町のみならず、避難区域である、あるいは抱えている双葉郡 8 町村及び、それ以外の 3 市町村との連携を図り、協議等を踏まえて、共通する課題に対して国及び東京電力に対して、必要な対応を求めてまいる考えであります。

次に、(2)「なぜ双葉 8 町村だけで価格調整されたか。」についてのご質問でございますが、どのような経過であったのかの詳細な内容につきましては国から示されておりませんので、承知しておりません。なお、双葉郡 8 町村は、原発立地地域、あるいは隣接地域であり、これまでも双葉郡町村会等を通じて様々な連携を図ってきたものと思われ、既存の取り組みがあったから協議を行いやすい環境にあったものと思われ。また、原発事故のために長期間帰還することが困難である地域もあると思われること、地震や津波による家屋の損傷もあること、国が示している復興に関わるグランドデザインに大きく関与するものであったのではないかと考えられますが、いずれにせよ、その経過は承知をしているものではありません。

次に、2 点目「避難区域の再編・見直しの考え方と今後の見通しは」の(1)「区域の再編・見直しの目的は何か。」についてのご質問でございますが、区域の見直しを行うことにより、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための、支援策を迅速に実施することが可能となります。区域の見直し後も、引き続き住民の皆様の避難は続くこととなりますが、特に避難指示解除準備区域につきましては、住民の皆さんの一時帰宅、警察、金融機関、ガソリンスタンドなど、復旧・復興に不可欠な事業の再開、製造業などの居住者を対象としない事業の再開、復旧・復興にむけた機材の保守・修繕や荷物の運搬、自宅等の修繕工事など、電気、ガス、水道など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧することが可能となります。また、居住制限区域では、住民の一時帰宅、インフラ整備、特例的な事業の再開が可能となるなど、区域の見直しにつきましては、住民の一日でも早い帰還をめざすことを目的として理解しております。区域見直しの時期などの判断は、住民説明会を経て、住民の意見や議会の意見を伺ってからとなりますが、先ほど答弁申し上げましたとおり、少なくとも区域見直しを行うことで、今までの立ち入り制限が緩和され、将来の帰還に向けた準備作業が可能になるものと考えられます。

次に、(2)「2 地域に分けられる基準はなにか。」についてのご質問でございますが、避難指示区域の見直しの基準につきましては、政府において、年間被ばく線量のリスクの議論から判断されたものと理解しております。原発事故直後において、年間被ばく線量が 20 ミリシーベルト以上となるおそれのある地域を計画的避難区域として設定していたことを踏まえ、年間 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域については、今後避難指示解除準備区域に設定することとされたものとなっております。これに加え、20 ミリシーベルト以上となる地域については、50 ミリシーベルトを超える地域を帰還困難区域、20 ミリ

シーベルトを超え50ミリシーベルト以下の地域を居住制限区域に設定されたところであります。このような年間被ばく線量の基準に基づき、山木屋地区につきましては、地域の状況をみますと乙8区の一部が年間20ミリシーベルトを超えた地域となり、それ以外の地域は、年間20ミリシーベルト以下の地域となっていることから、居住制限区域と避難指示解除準備区域の2つの地域に分かれている状況にあり、今後、住民の意見、議会の意見を伺いながら判断してまいりたいと考えております。

次に、(3)「再編・見直し後の長期展望は。」についてのご質問でございますが、区域見直し後につきましては、当然、安全・安心な生活環境を取り戻すことを優先的に考えなければならないと考えております。そのため、国に対しては責任ある対応、例えば継続的な除染の実施、住民の帰還へ向けて必要となる支援、移住への支援、賠償補償と合わせての生活再建への支援の継続などを強く求めてまいりたいと考えております。町といたしましても、帰還までの居住の確保、町内移住者への支援、新たな産業の創出による雇用の確保等、帰還を踏まえた具体的な取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目「国による除染計画の進捗状況は」の(1)なぜ除染計画が遅れているのか町に説明はあったのか。」についてのご質問でございますが、まず、国が直轄で実施する「除染特別区域」の山木屋地区の除染実施計画の環境省からの公表が8月10日になり、また、国による山木屋地区の除染事業についてモニタリング作業の開始が7月となり、除染方法の提案が国より示されたのが8月末となったこと、更に、これを受け山木屋1区、甲2区、乙8区の3行政区への除染説明会が9月9日となり、これから除染方法の同意取り付けを環境省が実施するなど、除染を実施するまでの準備等が今に至り、当初予定していた計画よりも遅れているところであります。加えて、実際の除染作業につきましては、冬期間での作業は効果が見込まれないなどの問題があり、来年3月から除染作業が実施される予定であると見込まれ、結果として予定していた計画より5ヶ月程度遅れている状況にあると、説明を受けたところでもあります。

次に、(2)「除染計画について変更（森林除染など）があったのか。」についてのご質問でございますが、山林除染につきましては、過日、福島県内の森林全体の除染は「不要」とした環境省方針の報道があり、その対応に強く抗議した結果、関係者の意見を聞く有識者検討会を踏まえ、現地の声を最大限尊重し、現状をきめ細かく把握し、出発点と決めていきたいとの考えを示し、森林除染の範囲拡大に理解をみせたところであり、今後林野庁の知見を参考とし、環境省から除染方法が示されることとなると考えております。なお、現時点におきましては、先の3番 高橋真一郎議員に答弁したとおり、国では当面、日常生活圏の除染を優先することとしております。ただし、住居周辺の実地については生活圏と捉え、除染実施前の線量調査を行い、山林から住宅への影響を考慮し、宅地の端から20メートル程度の範囲で落葉・枝葉等の除去等の除染を実施することとなっております。

次に、４点目の「緊急時における防災計画の具体的内容は。」の「未だ収束をしていない原発事故に対し避難先や避難方法など具体的対策はあるのか。」についてのご質問でございますが、昨年発生いたしました福島第一原子力発電所事故による原子力災害発生後に、「原子力災害対策措置法に基づく基本的対応」について災害対策本部の体制を緊急的に見直しを行いました。町の地域防災計画の具体的な見直しはこれからとなります。地域防災計画の策定及び見直しにあたっては、災害対策基本法において国が防災基本計画を策定し、都道府県及び市町村が策定する地域防災計画の重点事項や作成すべき事項について定めることとしており、これに基づいて、都道府県が更に市町村が行うべき業務や事務の大綱を定めることとしております。市町村の計画は、こうした国及び県の見直した防災計画の内容に連動することが必要であり、このことにより国、県及び市町村の役割や連携が位置づけられるものと思っておりますので、今後これらの定めを踏まえた地域防災計画を作成していきたいと考えております。なお、昨年１２月１６日に冷温停止状態となり、一応の準安定状態を達成しました福島第一原子力発電所事故による原子力災害への対策について、国では、その対策強化を進めておりますが、その骨格となる「原子力災害特別措置法」の改正、原子力防災体制強化のための「原子力規制庁」の設置等、原子力災害対策が遅延している状況から、地域防災計画の必要事項となる計画策定範囲や、緊急時の国、県及び市町村の情報伝達・共有体制などの原子力災害対策にかかる重要な具体的方策が未だに示されていない状況にあります。一方、県においては、福島県地域防災計画の見直し作業に着手しておりますが、その中で原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の中に計画的避難区域を抱えている本町も暫定的な重点地域として含まれることとされたところでございますが、具体的な内容の見直しはこれから示されるものと思われます。このような状況にあり、町といたしましては、国、県の見直し等の状況を踏まえながら、避難体制を含めた本町が講ずるべき原子力災害対策のあり方について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。以上で、答弁いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時です。

（午後１２時０２分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　再開いたします。

（午後１時００分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　質問を続けます。

菅野清一君。

○６番（菅野清一君）　私、川俣町の町長に答弁を求めたのであって、先ほどからずっと、国が、県が、国が、県がと、国の役人も県の役人も来てないんですけど、町長、今の答弁で、今のままでよろしいんですか。町としての考えは今のところ聞い

てないんですけど、賠償問題について一定の評価をするところでございますかというだけで、あとは全部国が、県がなんですけど、もう一度お願いします。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 6 番菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

賠償の評価につきましては、一定の評価をしているところでございますがという答弁をしておりますけれども、これについては賠償問題については国のほうに、これは不動産の評価等につきましても、これは取得価格なり、そうですね、再取得価格を中心にやるべきだと申してきましたし、また、財物補償の問題につきましても、分かりやすく補償を進めるべきだということも言ってきました。それについては、面積とか何かじゃなくて、私は家族の人数ということでやったことについては、ある程度、前から聞いている話よりは進んだんじゃないかと、そんな思いで国のほうには、町といたしましての、私といたしまして、この要求についてはいろいろ述べてきておりますので、国や県と連携をとっていくんだということについての話の以前の問題として、そういった要望はしてきておりますので、決してよそ任せということではないという思いで私の答弁とさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） 何が問題か分かってないからお尋ねするんですけど、この協議は、双葉 8 町村と国と協議したことなんです。

それはなぜかという、中間貯蔵施設の問題があって、あれは知事を交えて双葉 8 町村と環境省と経産省が協議することになってやっていた経緯がある。その中で、要するに当然賠償が絡みますから、その中で協議が出た話で、双葉の町村長は一定の評価はするということで、その後、南相馬、旧小高ですね、あと田村市の都路、飯舘村、それと山木屋の、いわゆる 4 町村は後で報告を受けたはずなんですよね。その中で、今の町長の答弁見たら、中身について承知しておりませんという答弁なんですよね。確かに、決めるとき承知してないんですよ。最初から外されているんですから。だから、それで双葉 8 町村にどういう協議が出たかという、まず賠償金に差がないこと、大前提として。ところが、ご覧のとおり富岡にしても、楢葉にしても今大騒ぎですよ、大熊も。差が出ますから。例えば、去年の 6 月から 7 月に文科省が調査した土壌汚染マップで、大熊町は 137、134 合わせて 3,010 万ベクレルですよ。チェルノブイリの 27 倍の数値なんですよ。セシウム 137 だけで 1,510 万ベクレル多分超してました。でも、場所によっては違うんですよ。だから、今になれば当然 20 ミリシーベルトのほうをそのまま認めれば、賠償に差が出るんですよ。今、住民説明会をやると、大変な今お叱りを受けているわけですよ、大熊にしたって。だから、いわゆる双葉 8 町村で決めたものを、じゃあ川俣と南相馬と飯舘と田村市は、どういう形で報告があったんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6 番菅野清一議員の質問に答弁いたしますが、双葉 8 町村でど

のようなことでの内容ということについては、私どもは交ざっておりませんから承知してないということで答弁をさせていただきました。

その後、4町の、これの話もございまして、この補償賠償内容については説明を受けております。そんな中で、町としての要望等についても、今冒頭にあった賠償に差を付けるなど、こんなことを申してきております。また、いろいろと建物の中でも古い建物についても、残存価を0でなく残すべきだとか、いろいろと細かいところもあったわけでありますが、今回出されたことについては、そういった面では具体的な内容が出ているわけでありますけれども、しかし、まだまだ、その中では個々のいろんな事情には対応しきれない部分があると我々も見ておりますので、そういった面では、まだまだ満足だという内容をいつているという意味ではございません。ただ、双葉のほうで、どんな内容で双葉のほうにどんな協議で、どういうふうに進めたということについては、その報告を直接受けているということではないので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） ということは、双葉8町村でどんな合意をしたのか私もその場にいたわけじゃないから分かりませんよね。

多分、これは9月の下旬か7月の会議だったと思うんですよね。その会議があったのが。私も報道で見ましたから。その中で、一定の理解はするという渡辺町長の談話が出まして、遠藤町長と。今になって怒り狂っているわけですよ、そんなのは話違うよと。いわゆる最初から交ぜられてない市町村が、なんで評価できるというんですかと、私から言わせれば。というのは、今、町長、あなたね、おおむね評価できるみたいな話しましたが、じゃあ、お尋ねしますが、宅地の評価額の1.43倍がなぜ評価できるのですか。あとは、その人にとっては古かろうが新しかろうが、その人の家、何十年も住む予定だったわけですよ。それを住めなくしたのは明らかに東京電力だと。いわゆる、ろくな議論もしないで通した国会ですよ。立法府の問題わかりますよね。それを、知識もなく推進してきた国の責任も、これは大きいわけですよ。そのことに対して、なぜ抗議しないんですか。今、町長の言った話だと、だれが見たって35年も前の家、20%しか見ないなんて、仮にそこに住めなくなったら新たに場所求めなきゃならないんですよ。じゃあ、当時3,000万で建った家、20%で新しい家を建てて住めるんですか。つまり、これは憲法19条の財産権の侵害になるんですよ。13条の幸福追求権、25条も同じです。先ほど、あえて申しませんが。ということは、これ明らかに東電の暴走を許してきた、いわゆる能なし国会だと、俺から言わせればね。あとは、いわゆる今原子力規制委員会なんてなったけど、その会長も就任した方も29万円のお金を頂いていたと、電力業界から。原子力安全委員会は7割の人が原発マネーを頂いていたと、こういう状況ですよ。保安院だって同じですよ。だから、そういう状況の中で、町長いいですか、一定の評価はできるというのは、これは私納得できませんよ。というのは、当時の、いいですか、さっきのSPEEDIの話に戻りますけれども、こ

の S P E E D I、いわゆる予測装置そのものを知ってる、要するに当時の海江田も知らなかったんですよ、経産大臣やってた。枝野も知らなかったんですよ。2週間後に分かったというんですよ、その S P E E D I の存在。この程度の連中なんですよ、進めてる連中が。町長いいですか。川俣町も含めて、避難しているだけじゃなくて被害者なんですよ。まず、その自覚があなたにはないということですよ、今のところ私から言わせれば。明らかに、加害者があるから被害者があるんですよ。だから、今の一定の評価できるというのは、これは撤回してくださいよ。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6 番菅野清一議員の現状の状況の中から見ての言葉でありますので、それを尊重して、一定の評価は取り消させていただきます。

しかし、前も申し上げましたけれども、全くこの財物の評価についても、あるいは土地の家屋の評価等についても、時価評価ということについての議論はされておりました。いわゆる台帳評価で出てきたきらいもあったわけですから、そういったものを、やっぱり時価評価すべきだということでのお話の中から、今回具体的にはあのような例が出てきたと思っておりますから、そんな話をした経緯がございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） いいですか町長、あなたは川俣町の町長なんですね。普通地方公共団体、いわゆる地方自治法で言う。町は何をしなければならないか。住民の福祉の増進を主たる目的と、ちゃんと地方自治法の第 1 条に書いてあるわけですよ。それは自覚していますよね。

じゃあ、町は何ができるのかといたら、お金を集めること、行政をすること、法律を作ること、これ憲法 9 4 条で保障されているわけですよ。だから、国県には遠慮している場合じゃないんですよ。だから、今、一定の評価は取り消したということなんですけど、低いか高いかは個人個人の問題でないですよ。それぞれの財産権が侵害されたことに対して、町長として憤りを感じなきゃならない。そのために、住民の先頭に立って戦わなきゃならないでしょう。だから、これまでの、例えば 7 月 20 日の国の、あのでたらめな答申ね。いわゆる財物補償の。それを受けて、悪党東電が 24 日に指針を出したわけですよ。これは、第 2 次追補で決めた方針で出したわけですよ。だから、普通だったら犯罪行為ですからね、これ明らかに。だから、私さっき言ったのは、刑法 204 条、205 条、刑法 211 条に抵触するわけですよ。だから、それがなかったら、福島地検であれ住民団体から被害届を受理できないんですよ、法律制度上、これ刑事訴訟法上もそうになっているんですよ。あなたは法学部出身なんだから、それ分かっていて当たり前なんですよ。いいですか。まして、あなたは政府の事故調の委員でもありますから。これは原発のことは、あとでちょっとやりますけど、現実にもそういう状況の中で、いいですか、枝野でさえ、経産大臣らしいですけど、いいですか、「ともすると東京電力が賠償基準を支払えぬ上限であるかのような便宜的な対応をしている」という指摘もあるが、今回の考え

方は最低限これだけは払うようにというべきものだ。東京電力に対しては、個別の案件に丁寧に対応するように強く指導をするつもりだ」と。これは、今年の7月20日のNHKのニュースで報道された中身です。つまり、あの枝野でさえ、こんな賠償だめだよと言っているんですよ。それが、被災地の首長が、おおむね評価するなんて言っちゃだめですよ。言っている意味分かりますよね。だから、取り消したからそれ以上は言いませんが、今この仮払いが未登記の問題とかありまして、要するに国は支払いは東電に命じました。でも、支払う方法については東電の裁量権ですよ。それで、東電が今、登記簿以外はだめだということで、8月13、17、21、9月4日と、東京電力と交渉した結果、東電は、未だにお待ちくださいと。何を言ったかということと最後には、本賠償であると。本賠償というのは、どういう意味だか分かりますか、町長。本賠償というのは、区域見直しした後、多分20ミリシーベルト以下は6分の2ですから、そうすると、あと1年後、2年後に帰還しますよということを議決なりしない限りは出ないんです、この金は。既にもらってる人いるんですよ、1,000万、上限1,000万ですから、仮払いで。1,000万とか800万クラスで、大体2割くらいの方は、もう既に支払われているんですよ。山木屋340戸に対して。そして、じゃあ、どのぐらいの対象があるのかということ、先の税務課の話じゃないけど、山木屋地区に今課税されている建物が2,446棟あると。ということは、1戸当たりどのくらいか分かりますよね。それが全く支払われないというような条件があって、なんで町長一定評価できるんですか。ということは、払わない東電に対して一定の評価となるわけですよ、これイコールとして。これはだめですよ。これ撤回したから、でも、まだ言いたくなるんですけど、これは。だから、いち早く、その支払いを済ませるように努力するのが首長の仕事であるわけですよ、現実。だから、今は区域見直しなんか、確かに復興庁なりなんなりに町長は、そういうことをせがまれているんだと私は思うんですけど、あの連中は、早く自分のところで手を引いて金を払いたくないだけです。なんでこんなに、私結論言いますけど、なんでこんな賠償がこんな金額になったり、なぜ農地の除染が遅れているかといったらば、財務省が金出さないからですよ。消費税だなんだって。だから町長、今あなたが見直しするのは、この辺の部分の問題を見直さなきゃならないんですよ。そして、いち早く町の中に、その対策を立ち上げなきゃならないんですよ。

時間がないから結論を言います。先ほど遠藤議員のほうから、じゃあ、その個人の賠償に関して、いわゆる窓口を原子力災害対策課でやるということであつたんですが、それは、いつから受け付けして、起訴に持ち込むのか、本裁判に持ち込むのか、どういう考えですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

先ほど、14番の遠藤議員に答弁申し上げましたが、個々のでなくて町全体としての、そのことをどのように対応していくのかの窓口で、原子力災害対策課に設け

て、今後専門家などの意見を聞きながらまとめていくということで進めてまいりますので、答弁を申し上げました。そういうことで、6番議員にもご理解をいただきたいと存じます。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） そうすると、先ほどの答弁は虚偽の答弁としていいんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

ただいま申し上げたとおりでございます。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だからですね、いいですか。町が今まで東電に請求しましたよね。幾ら請求しましたか。1億8,000万ですよ、東電に請求したのは。

それ、今どういう状態になっています。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、町が東電にこれまで請求した分ということでございますけれども、去年の9月7日に1億8,812万460円ということで請求をしておりますが、その後に復興交付金とか特別交付税の対応がありまして、再度、今見直しをしているところでございます。

この金額についての歳入はございません。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） いいですか町長。これ去年の9月ですよ。南相馬は、もう4回目を出すんですよ、19億ですよ今回出したのは。各町村で3回、4回目の請求書を出しているんです、既に。

これで、どうやって自治権守れるんですか。分かります、言ってること。その1億8,000万だって、じゃあ、どこの裁判所に提訴したんですか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） その請求先は東京電力の取締役社長あてに、公文書という形で請求して、裁判所に提訴ということではございません。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） いわゆる損益を被ったというのは、町民の公有財産なんですよ、分かりますか。

企財課長でも町長個人のポケットマネーじゃないんですよ。請求を出して済む話じゃないでしょう。だって、税務課だって督促なんてすぐ出すじゃないですか。滞納処分もやるし。ところが、国とか東電には、この甘さなんですよ。弁護士知らないなら紹介しますよ、弁護士いくらでも知ってますから。いいですか、東京電力は今、210人の弁護士を雇って対応してるんですよ。しかも、東京第一弁護士会、元検事、判事、専門家ばかりですよ。その後の請求は、いつやるんですか。もういいですよ、あと答弁しなくても。それは、もう早めに、ちゃんと弁護士をつけて、

ちゃんと裁判所に提出してください。約束しますね。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。（不規則発言あり）町長。

○町長（古川道郎君） 6 番菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

今のお質しでありますけれども、今、財政課長のほうから答弁申し上げましたように、町で請求した内容については精査をしているということにつきましては、国の特例交付金なども含めた精査が入っているわけでございまして、それを含めて精査をした段階で、また改めて要求を申し上げて、その後、先ほどありましたようなことの活動を強化していくというようなことで現在考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） 考えているで終わっちゃうんだ。

いいですか、ほかの市町村、二本松市も先月出しましたね、金額はちょっと忘れましたが。既に各町村が損害賠償を請求しているんですよ。それで、紛争解決センターはだめですよ、ADLや3,200件出て解決したのは1割ないんですから、300ちょっとしかないんですから。ちゃんと本裁判でやらなければだめですよ。個人だって、町民住宅とか何かちゃんと明け渡しやるじゃないですか、裁判で。相手が大きいからと尻込みしちゃだめですよ。これ主権の問題ですから。だから、そういう適当な答弁をしちゃだめだっていうことですよ。少なくとも、山木屋1,240人がこういう状況になっていて、それぞれが財産権奪われて、生存権まで侵害されているわけですから。その精神的慰謝料が月10万なんていうのはいないですよ。交通事故の制度自体もおかしいですし、1日4,200円ですよ。交通事故は、だれでも加害者になるんですよ。原発事故は我々は加害者になり得ないんですよ。だから、ちゃんと原子力基本法という法律があって、原子炉等規制法という法律があるんですよ。じゃあ、お尋ねしますけど、1ミリシーベルトの原則って何で決まってるか分かりますか。何の法律で決まってるか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

電離放射線障害防止規則により定められているものでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） 1ミリシーベルトというのは、原子炉等規制法、これは発電所の敷地の境界から1ミリシーベルトを超えてはならないというんです。

あとは、放射線同位元素に関わる放射線の防止に関する法律の第19条の中に書いてあります。電離放射線規則の4条、5条、6条というのは、年間の被ばく量が3ヶ月間で1.3ミリを超したところは放射線管理区域とちゃんと書いてあるんです、ちゃんと。ということは山木屋地区、一番低いところで10.1、今年の3月11にまで。一番高いところで44.4。つまり一番低いところでも放射線管理区域の2倍なんです。だから、わざと、あえて、このICRPの基準も出しているん

ですよ。ICRPだって、通常の制度は1ミリなんです。緊急時だから20に上げているだけなんです。しかも、この20だって安全だと言っていないんですよ。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○6番（菅野清一君） ICRPは核政策と原子力産業の推進団体であり、CRP基準の土台に核政策と原子力産業を守り推進する立場が、まず備えられていると。

つまりICRPの出した20ミリシーベルト基準は、放射能被ばくから健康を守ることが第一使命ではなく、何かしらの健康被害はある、しかし、その健康被害よりも核政策、原子力産業の推進という利益のほうが大きい、だから、ある程度の被害は我慢してほしいというのが、基本的なICRPの20ミリシーベルトなんです。だから、福島県が山下なるものを副学長にしてやっていることに問題があるわけですよ。だから、昨日の発表された甲状腺がんについても、今はひたすら覆い隠そうとして、今懸命に頑張っているわけですよ、今。そのことを、まず肝に銘じてやってください。

あと、もう1つは、町長も事故調のメンバーだったから分かると思うんですが、これ明らかに今度の場合は地震なんです。1号機の後ろの送電線の鉄塔倒れてたでしょう。あそこから電気がなくなって、1号機のエソコンが動かなくて、3号機はバッテリーがなくて、仮にバッテリーがあってもSR弁というのは外からの力だけではだめなんです。いくら高圧かかると、SR弁は開かない。だから、行ったんじゃないですか。こんなの明らかですよ。しかも、この地震は480からですよ。500いってないんですよ。だから、作業員の証言の中で、もう地震が来て10分後には、あちこちの配管漏れとか水漏れが出て大騒ぎになったという。そういうのを、いっぱい聞いているわけですよ。これを、政府の事故調は全部無視したんですから。分かります、そうでないと日本の原発全部を止めるようになる、地震が原因だと。

あと、もう1つは、現場を見て分かる通り、4号機見たら分かるでしょう。いわゆる1,670トンの重さに今耐えられるかどうかの状態ですよ。あそこにある1,535本、実際は3本少なかったんですけど、あそこに入っているのは新燃料は204本ですから、この間2本抜いたので1,310本入っているんですよ、まだ、あそこに。一度核分裂したやつは表に絶対出さないんですよ、着水入れない限り。いいですか、それが、これ保安院の発表では、保安院の発表だと、これ保安院が出した資料ですからね、いいですか、1号機から6号機まで炉心の分と燃料プールの分で1万2,725本あるんですよ。しかも、1Fは全部88タイプじゃなくて99のB型ですから、99ってのは9×9で81本で一束って燃料棒って数えるんですよ。長さ4メートル50、直径1.1センチ、これが1本で数えれば103万720本ですよ。これが、いつ再臨界するか分からない状態で、あそこにあるんですよ。それを考えれば、いつ、どうなるか分からないんですよ。

ところで、川俣では、そういう対策としてヨウ素剤の配布、ヨウ素剤の配布は看護師が付き添っていることになってますね。あと、もう1つは、どこに避難すれば

いいんですか。その避難のレベルはどうなっていますか。あと、県の対策でSPEED Iは活用しないことに決めたんですけど、また最近もどったようなんですけど、先ほど行われた県の防災会議で、町長出たか出ないか分からないですけど、浪江の町長にがんがんやられましたよね。SPEED I活用しなかったと。1基128億かけて造ったやつが。これ、明らかに犯罪ですよ。これは、やっぱり最後に町長、この保安院と、いわゆる文科省にSPEED Iの未公開に対してちゃんと抗議してくるべきだと思うんですよ、文書で。謝罪を求めるべきだと。それを確認しておきます。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

防災会議の中では、浪江の町長さんのほうから、SPEED Iのことについての問題を受けたわけでありますけれども、これは今回の県の防災計画の中にはSPEED Iのやつもきちっと載せて、それに対応すべきだという意見となりました。そのような対応が取られるようになったところでございます。そんな中で、今抗議のお話でございますけれども、我々も強くSPEED Iの問題については文科省のほうには申し上げたところがございます。これらについては、保安院も含めてという話でございますけれども、今回、規制庁もできてきたところがございますので、改めて申し上げてまいりたいと思います。

○議会事務局長（佐藤光正君） 60分経過いたしました。

○議長（新関善三君） 次に、2番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2番高橋道弘であります。

東日本大震災、そして東京電力が引き起こした人的災害であります原子力発電所災害から早1年6ヶ月が経ちました。この1年半、災害からの復旧、復興に向け、川俣町は何をしてきたのか。なんで、もっとスピード感をもってタイムリーに施策を展開できないのか、これが多くの町民の声であります。川俣町の未来の礎をつくるのも、山木屋地区住民皆様の生活再建の具体的方向性を定めるのも、今の時期を逃してはありません。今こそ災害から復旧、復興する具体的なビジョンと施策を内外に明らかにし、実行に移すことこそ、川俣町に求められておるのであります。国、県の対応を待つのではなくて、基礎的自治体として住民の命と暮らし、そして財産を守るべき責務を果たす、そのために国と県に、そして東京電力に町も議会も怒りを込めて力強く、要求すべきは要求し、そして国、県が足りないところは提言すべきは一貫性を持った理念とビジョンの下に復興の具体的な施策を示し、実現をさせるときが今であります。このような立場から、私は先に通告しました大きく4点、細部11点について質問をいたします。

大きく1点、避難区域の再編を町長は認めるのか。

1つ、避難区域を3つに区分する放射線量による考え方を、町長は容認するのか。

2つ、政府の言う緊急事態の定義を、町長は把握をしているのか。

3つ、この区域再編を認める前提条件は、町長はあるのかどうか。

大きく2つ目、財物補償の基準をこのまま認めるのか。

1つ、24年7月20日、経済産業省、そして7月24日、東京電力が示した避難区域に関わる財物補償の基準は、町長は問題ないと考えているのか。

2つ、財物補償の基準を協議する場に川俣町は招かれておりませんが、一方的に基準が策定され、発表されたことを町長は容認をするのでしょうか。

3つ、川俣町として財物補償の賠償の基準を交渉する場を設置し、被災者の立場で新たな賠償基準を設定すべきと考えるが、町長の考えやいかに。

大きく3つ目、原子力災害による土地家屋の損耗分を町が代表して損害賠償する考えはないのかどうかであります。

1つ、固定資産減収分は、町は東京電力に請求するのか。

2つ、土地10%、家屋30%に及ぶこの損耗分は、評価ベースでは幾らになるかお示しをいただきたい。

3つ、この損耗分を、町は代表請求する考えはないのかどうかであります。

4つ目、復旧、復興事業の進捗状況であります。

1つ、川俣町及び山木屋地区の復興計画の見直し作業は終了したのでしょうか。

2つ、この間、川俣町議会は多くの提言をしておりますが、川俣町復興事業の重点事業として町議会が意見書を採択し、町長に再交付されている。以下の3つの進捗状況について質します。①番、西部工業団地造成事業、②番、営農団地造成事業、そして、最後に子どものローテーション保養であります。

以上、古川町長の明解なる答弁を期待をして質問といたします。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 2番高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、1点目「避難区域の再編を町長は認めるのか」の（1）「避難区域を三つに区分する放射線量による考え方を町長は容認するのか。」についてのご質問でございますが、避難区域の見直しの基準につきましては、6番菅野清一議員のご質問に答弁しましたとおり、政府において年間被ばく線量のリスクの議論から判断されたものと理解しております。避難指示解除準備区域につきましては、原発事故直後において、年間被ばく線量が20ミリシーベルト以上となるおそれのある地域を計画的避難区域として避難していることを踏まえ、年間20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域としているものであります。また、年間50ミリシーベルト以上の地域につきましては、詳細は承知しておりませんが、事故前までの国の指針において50ミリシーベルト以上の場合に避難とされていたことが一つの理由ではないかと思われまます。このように、放射線量を基準とすることは、放射線被ばくによる健康影響の回避や低減の観点から、理解できるものと考えております。しかしながら、放射性物質による汚染に対する不安感を持っている住民がいることも事実と認識しておりまして、払拭するための積極的な施策の必要も示しており、これらの施策の実施と併せて、区域の見直しについて対応することが必要であると考えております。

次に、(2)「政府の言う緊急事態の定義を町長は把握しているのか。」についてのご質問でございますが、今回の原発事故に関しましては、原子力災害が放射能を伴う災害である特性に鑑みて、国民の生命、身体及び財産を守るために特別に措置した法律である原子力災害対策特別措置法第20条により、同法第15条に基づき対応されたものと理解しております。緊急事態に該当するかどうかの基準につきましては、例えば原子力事業所又は関係都道府県の放射線測定設備により、事業所境界付近で $500\mu\text{Sv/h}$ を検出した場合、原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗することなどについて規定をされております。

次に、(3)「区域再編を認める前提条件はあるのか。」についてのご質問でございますが、昨年の4月22日に山木屋地区が計画的避難区域に指定されましたが、この指定に伴う避難につきましては、山木屋地区の年間被ばく線量が20ミリシーベルトを超えることになり、放射線被ばくによる健康影響を回避するため避難を決断し、山木屋地区の皆さんに一斉に避難をしていただいたところであります。今回の見直しは、帰還に向けた、あくまでも準備であると理解しておりますが、当然ながら区域の見直しにあたっては、字ではなく行政区単位とすることが前提と考えております。また見直しに際しては、住民の皆さんが安心して帰還できるよう徹底した除染の見通し、精神的損害賠償について、避難指示が解除された後においても生活環境等が整うまで認めること、現在の仮設住宅あるいは借り上げ住宅の入居支援については、避難指示が継続される限り認め、また避難指示解除後におきましても、いような事情があっても「すぐには戻れない」、また「戻らない」という人のためにも、一定の猶予期間を設け継続して支援することを要請していくなどを、議会、住民の皆さんの意見も伺いながら判断してまいりたいと考えております。

次に、2点目「財物補償の基準をこのまま認めるのか」の(1)「24年7月20日経済産業省、24年7月24日東京電力が示した避難区域に係わる財物補償の基準は問題ないと考えているのか。」についてのご質問でございますが、先ほど評価するということについては取り消したということでございますから、ご理解を賜りたいと存じます。そして、全ての内容に満足しているわけではございません。リフォームや改造した家屋の評価につきましても、考慮する必要があると考えております。それぞれの、個々の実情に合った賠償というものはやっていくべきだと私は考えているところでございます。また、今回の住居の修繕等にかかる先行支払いの手続きにつきましては、実態を踏まえた内容といえないと、問題があると考えております。また、一部の賠償を先行してでも早急に進め、建物の維持を図っていただきたいとする姿勢は評価いたしますが、この点についても取り消させていただきます。そして、このことについても現在、議会でも、また町といたしましても、東京電力のほうには本払いでなくて、現在出されたことについて、更にきめ細かくそれぞれの所有する、建物を有する皆さん方に、その先行払いについての対応をすべきだという申し入れをしておりますので、そのことをご理解を賜りたいと存じます。

次に、(2)の「財物賠償の基準を協議する場に川俣町は招かれておらず、一方的に基準が策定され、発表されたことを町長は容認するのか。」についてのご質問でございますが、財物賠償の基準については、個々についても評価するとありますが、これは取り消していただきまして、その内容に満足したわけではございません。個々の実態にあった対応をすべきだと考えております。今回の賠償基準の具体的な決定手続きは国で行っており承知しておりますが、賠償基準は本町のみならず、避難区域である、あるいは抱えている双葉郡8町村及びそれ以外の3市町村の共通した課題でありますので、このことにつきましては、連携を図ることも必要だと思っておりますし、連携を図り、国及び東京電力に対し必要な対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、(3)の「川俣町として財物補償の基準を交渉する場を設置し、被災者の立場で新たな賠償基準を策定すべきと考えるが町長の考えはいかに。」についてのご質問でございますが、原子力損害の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原子力損害賠償紛争審査会において指針を定めることとされておまして、今回の財物補償の基準につきましても原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第二次追補で示されたものが基本となっております。先に答弁申し上げましたとおり、今回の賠償基準につきましては全ての内容に満足したわけではございませんし、基本的に賠償につきましては、被災者の立場に立った対応が必要であると考えております。被災者の立場に立った対応は、本町のみならず、避難区域である、あるいは抱えている双葉郡8町村及びそれ以外の3市町村においても同様のことであると思われまますので、先に答弁しましたとおり、被災市町村との連携を図りながら、原子力損害賠償紛争審査会をはじめ、国、東京電力に対し被災者の立場を踏まえた対応について強く求めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、「原子力災害による土地家屋の損耗分を町が代表して損害賠償を請求する考えは」の(1)「固定資産税減収分は東京電力に請求するのか」についてのご質問でございますが、まず、原子力災害による減収となりました固定資産税は、平成24年度分が8月31日現在で3,156万9,000円ですが、この減収分につきましては、震災復興特別交付税により措置される見込みとなっておりますので、東京電力に請求する考えはございません。

次に、(2)「土地10%、家屋30%の損耗分は、評価額ベースで金額にして幾らになるのか」についてのご質問でございますが、土地が31億6,224万4,000円、家屋が55億8,969万2,000円の、合計87億5,193万6,000円であります。

次に、(3)の「町は代表請求する考えはないのか」についてのご質問でございますが、このことにつきましては、14番遠藤宗弘議員、そして、また6番菅野清一議員にも申し上げましたが、損害賠償は損害を被ったものが損害を加えたものに対して行うのが原則であり、その財物がどれだけ価値を減少、あるいは喪失したかによって行われるものと思います。これは、民法第709条にも定められており、原

則として当事者間の民間対民間での対応であると理解をしております。このようなことから、町といたしましては、相談の対応を強化することが重要であると考えております。一方、専門性を要する相談案件が多く寄せられることが想定されますので、専門性のある方から助言をいただきながら進めていかなければならないと考えております。今後、他自治体の状況や他自治体との連携を図りながら、町民の立場に立って対応してまいりたいと考えており、現在のところ町としての代求をする考えはございませんが、先ほど14番遠藤宗弘議員、また6番菅野清一議員に申し上げたような内容で現在も考えておりますことを、ご理解賜りたいと思います。

次に、4点目の「復旧、復興事業の進捗状況は」の(1)「川俣町及び山木屋地区の復興計画の見直し作業は終了したのか」についてのご質問でございますが、川俣町復興計画第1次の見直しにつきましては、これまでも見直しを行うこととしておりましたが、現在、山木屋自治会と町が同地区住民15歳以上の1,114人を対象に、8月に実施いたしましたアンケート結果から、被災者生活の実態や山木屋地区への帰還の意向を把握し、今後推進していく被災者生活支援や復興に向けた施策を検討し、復興計画の見直しを実施したいと考えております。また、現在計画的避難区域となっております山木屋地区の区域見直しを実施した場合におきましても、復興計画の見直しを実施したいと考えております。また、第1次の復興計画に提示してない新たな事業につきましては、今後追加させていただくなど、見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(2)「町議会が川俣町復興事業の重点事業として意見書を採択し、町長に送付されている以下の3つの事業の進捗状況はどうなっているのか」の、まず①西部工業団地造成事業についてでございますが、西部工業団地は新たな企業進出及び雇用創出の基盤確立のための復興に向けた大きな役割を担っておりますが、東京電力福島第一原発事故、それに伴う計画的避難区域の指定により、西部工業団地への一般企業の立地可能性が著しく低下したことは否めません。そのため、町としましては、国や県に対し工業団地造成と政府系研究機関や原発事故対策関連企業の誘致を強く要望、要求してまいりました。これまでの要望に対し国、県からは、未だに具体的な提案が示されておりませんが、今後も継続して西部工業団地の造成と企業立地について強く要望してまいりたいと考えております。

次に、②営農団地造成事業についてでございますが、営農団地造成につきましては、避難農家からの要望に応じて、その内容を確認したうえで、遊休農地の活用が可能か、農地開発で進めるのか、手法等を検討し、事業の展開を図ってまいりたいと考えております。具体的には、山木屋地区からの営農団地造成の要望について把握するとともに、今後、帰還に向けた営農計画等を総合的には勘案しながら、国、県と協議してまいりたいと考えております。

次に、③子どものローテーション保養についてでございますが、本議会に提案いたしました補正予算の中に、就学前の子どもたちとその保護者が県外で宿泊による自然体験や交流活動を通じて心身の健康とリフレッシュを図ることを目的とする川

俣町親子のびのびリフレッシュ事業にかかる経費を計上いたしました。現在の案としましては、満1歳から6歳までの就学前の子どもと保護者を対象としまして、山形と新潟方面の2つのコースを企画し、希望のコースを選択のうえ参加していただくことといたします。実施期間は、10月下旬から12月上旬にかけて実施し、参加費用は全額を町負担とする予定としております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 相変わらず長い答弁なんですけど、いろいろ答弁したんですけど、最初に損害賠償の話中心なんで、町長、この原子力災害というのは、民事自賠償なんですか、国家賠償なんですか、どっちなんですか、はっきりしてください。

○議長（新関善三君） 副町長。

○副町長（永田嗣昭君） ただいまのご質問に、ご答弁いたします。

基本的には民事上の損害賠償だというふうに考えております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 今、副町長から民事賠償だという話ありましたよね。

さっきの答弁で、固定資産税は特別交付税で来るから請求しないんだという答弁ありましたよね。なんで、民事賠償は、さっき町長言ったように709条では加害者と被害者の間でやりなさいと言ってるわけでしょう。いつから、国が加害者になって、特例交付金で寄こすことになるんですか。民事賠償だったら、東京電力が寄こすのが当たり前じゃないですか、なんで変わるんですか、そこが。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。副町長。

○副町長（永田嗣昭君） 2番高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

ただいまの質問でございますけれども、国が今回、固定資産税のそのような交付税の中を見るということではございますが、国のほうでは、東電のほうに、そのものを請求するというような手続きをするようなことも伺っておりますので、具体的に今の質問について、どのような流れになっているのかも確認していきたく思います。確認させていただきたいと思えます。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そこをはっきりしないと、あとの質問ができないんですよ、私。

さっき、6番議員の答弁にもありましたよね。1億8,000万、9月7日に去年請求したんですけど、特例交付金がきたから、その分はカットしますという答弁をしましたでしょう。これと同じことです。民事賠償だって言うておいて、町民には自分で請求しなさいと言っておいてですよ、なんで国のほうは公共体に対しては自動的に寄こすんですか、その法的根拠と仕組みについてご提示いただいたうえで、あと損害賠償の話を。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで暫時休議します。

（午後1時54分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後２時２８分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどのようなご質問にお答えします。

今回の措置、国のほうの財政措置につきましては、まず法律が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律という法律名称でございます。この法律につきましては、例えば今回のような大震災、原子力、津波災害ございましたが、通常の大規模な災害時も、こういった法律に基づいて対処するというところでございます。その法律の中の第１４３条の中で、原子力発電所事故による災害への対処という条項がございます。国は、東日本大震災による被害の迅速な回復のため、必要があると認めるときは、地方公共団体等が講ずる措置であって原子力損害の賠償に関する法律第３条第１項の規定により、原子力事業者が賠償する責めに任すべき損害に係るものについても、この法律の規定に基づく補助金の交付その他の財政援助を行うことができるというふうに規定してございまして、例えば今回も特別の復興特別交付税とか、そういった法律の中で対応したということでございます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） そうしますと、原子力損害の賠償に関する法律の第４章第１６条かな、ここに国の措置というのがありまして、うんぬんかんぬんで、政府は原子力災害が生じた場合において原子力事業者が第３条の規定によりというのは今言ったことですよ。第３条の規定に損害賠償額を変え、かつ、この法律の目的はうんぬんかんぬんで、原子力事業者に対し原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする。

だから、国は本来的には、東電に対して、東京電力に対して資金援助をなさいということを決めているわけでしょう。だから、さっき町長が言ってた、副町長も言ったけど、民法の７０９条で民間はやれと、こう言ってるわけでしょう。民事賠償でやりなさいと。それで、国は勝手に新しい法律を作ってますよ、新しい法律つくって、今第３条の第１項というのは、この法律においてうんぬんかんぬんで原子力事業者に対して措置しなさいって原子力３条に載ってますよ、これ確かに。第３条に載ってます、ここに。原子力運転うんぬんかんぬん載ってます。けども、新しい法律つくって、要は国が、じゃあ加害者としてこの法律で認めたんですか、原子力災害について。あくまでも、いいですか。国は原子力事業者に対して援助をするという法律を、原子力損害賠償法で作っておいて、今回の法律は、今言った法律はですよ、地方公共団体が本来的には東電に請求すべきものを国が代わって直接支援すると、こういうふうな法律にしたということでしょう。間違いはないですか、それで。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、先ほども申し上げた内容ということになるかと思いますが、そういった解釈で、本来は当事者ですか、加害者と当事者の間での損害賠償であろうと思いますが、今回こういった特別の法律でもって対応するという事なので、そういった解釈で間違いないと考えております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうしますと町長、いいですか。

本来的には民事賠償だと。だから、本来は町も東京電力に対して請求すべきものなわけですよ。町だって、地方公共団体だって。それを、国が自分たちの国家賠償責任を免れんがためにですよ、東電に一方では金を出している、一方では直接公共団体に金を出して、民間のほうは捨て置いて、民事賠償であくまでも昔どおりの法律でやりなさいと、こう言っているわけでしょう。それだから、本来的には国家賠償で対処をすべきものだというものがあるから、国はわざわざ法律つくって、こうやって対応しているわけじゃないですか。地方公共団体、県、国に対してはですよ。だから、その仕組みに乗ったならば、一人ひとは弱い住民は国、県、東電の言うままになるしかないんですよ。だから、なんで国家賠償にするように戦わないんですか、町長。そこがないと絶対負けるんですよ、これ。一人ひとり戦っていったら。だって、709条は加害者と被害者が明らかだから、そこでやれって言うわけでしょう。加害者は東電なんでしょう。それで、国も加害責任を認めたから、さっき言ったのはそのことなんだね。加害責任認めたから、地方公共団体に対しては特例交付金だ、特別交付税だって、補てんしますと、こう言っているわけじゃないですか。だったら、国家賠償法に全部載っけなさいと主張するのが被災町村の実際の首長の責務でないですか、町長、そう思いませんか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 財源が大変厳しい状況になっております。

そういった面では、国のほうに速やかに財政措置をしてくれという要望を国のほうに出しておりますから、そういったことを受けて国はやってきているものと、今、地方自治体と国の関係であります、そういうことであると認識しておりまして、今回もそのような措置をなされているものと思っております。また、それぞれの賠償でございますけれども、賠償紛争審査会のほうで先に第2次追補の話をしましたが、いろいろと管内の関係するほうから出されたものについては、そこで審議をして、それに対応していくという大きな流れになっております。ですが、それを受けて私どもは今、説明をしたり、また住民の皆さん方の声をそこに反映させながら、この対応をしているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あの町長、そういうことを言ってるわけではないの。

基礎的自治体、被害を受けた基礎的自治体としては、本来的には国家賠償で国は臨むべき立場にあるにも関わらず、あくまでも既存の法律で、原子力災害、既存の

法律だけで住民には押っつけておいて、皆さんの地方公共団体、県とか市町村の機嫌を取るために、国は県と市町村には新しい法律つくって、財源補てんするからおまえら黙ってろよと、住民の被害のほうは知らないよと、民事賠償でやんなさいと、こう言っているわけでしょう。だから、国家賠償にきなさいということを自治体の首長として言うべきだと、なんで言わないんですかと私は聞いているんです。町長、認識ないから別な質問をする。

今いろいろ言ったけど、町長、じゃあ聞くけど、その３月１６日の原子力損害紛争審査会の中間指針第２次追補、７月２０日の経済産業省の賠償基準の考え方、７月２４日の東電が出した、いいですか、東電の賠償の実施について、この３つの文書をきっちり町長読んで分かってるのか、問題点。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

一通り目は通したつもりでありますけれども、具体的には。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） いいですか、議会はこの間、８月ずうっと４回の全員協議会に東京電力も４回も来ていただいて、そして、復興庁も保安院も来ていただきましたよね。

その中で、いいですか町長、端的な理由、第２次追補の例えば除染というところあります。第４、除染等に関わる損害についてというところがあって、いいですか、指針の（１）本事項に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染とうんぬんかんぬんで、追加的費用として認められると、追補では言ってるんですよ。追補では、いいですか。それに対してです、東京電力はなんて回答を寄こしたか。これ８月１７日に東京電力の福島補償相談センターから議会あてに寄こした回答書ですよ。質問、事業再開に向けた追加的費用に関して除染費用をどのように取り扱うかを説明されたことについては、いいですか、詳細は今後、検討してまいりますので、基本的に追加的費用としては取り扱わない方向で検討しておりますと書かれているんですよ。指針では認めますと言ってるんだけど、東京電力さんは認めないと、追加しませんと言ってるんですよ、明確に。そういう問題点わかってますか、町長。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問にあります除染等に関わる損害についてであります、これは東京電力で認めないと言っているという話を今、私は初めて聞いたんでありますが、その辺については、よく検証させていただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） ついでだから、１７日の東京電力の問題点だけ言っておきますよ。

あと、いいですか。土地、建物の価値算定、さっき町長は評価するって言って同

僚議員の質問で評価は取り消したという話になっているんだけど、いいかい。土地、建物の価値算定には固定資産評価や建築着工工業統計を用いるのに対し、営業損害、就労損害の算定では公共用地取得の考え方をを用いる。これ、追補に書かれてるし、経済産業省の7月20日のにも書かれてる。そして、なおかつ7月24日の東電の賠償基準の考え方にも書かれているんです。このとおりなんです。いいですか、就労損害、営業損害は公共用地取得の考え方なんです。ところが、土地建物の賠償の考え方は固定資産評価などを用いますと、こう書かれているんです。理屈合わないでしょう。これ、理屈合ってると思いますか。なんで営業損害と就労損害は公共用地取得の考え方で、財物補償の考え方は一番安い固定資産評価額を持ってくるんですか。これは問題だと思いませんか、町長。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2番高橋道弘議員の質問に答弁を申し上げます。

お質しのとおりでありまして、それぞれ別個のものをもって同じ不動産のところについてやることについては、それはおかしいんじゃないかと思うんですが、ただ、この評価額についても、そのようなことでやっている、ただ評価は現状は固定資産評価の場合も課税、評価鑑定士でやりますけれども、その公共のやつの7割くらいの評価になるんですね。ですから、それを戻すために1.4とか掛けて評価替えてやるということをしているところもございます。ただ、前に申し上げましたような問題点については、私も改めて、認識を改めたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長ね、今言ったのは違うんです。

固定資産評価額になんで1.43掛けるかというときに、公示価格の7割だから1.43、割り算すると1.43になるという話で1.43掛けるという話で、今私が言ったのは、本来的には公共用地を取得するときの土地建物の考え方は、昨日、尖閣列島の話があったじゃないですか。20億5,000万で買うと。あの考え方、なんて言ってますか、国土交通省で。再生費用だと。あの島がなくなって、もう1回造ったらば幾らかかるか。そうしたら20億5,000万かかるから20億5,000万で買うって言ったわけですよ、国は。普通、公共用地買うときには、用対連の価格で買うわけですよ。建物だって、補償だって。用地対策連絡協議会っていうのがあるじゃないですか、用対連というの。そこで価格を定めるでしょうに。建物買う、道路造る、ダム造る、みんな用対連というところで決めた価格でやってるわけですよ。じゃあ、用対連価格と今度固定資産評価額でやったらば何倍違いますか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、まだ明確ではございませんが、例えば10倍以上の開きがある場合も、そういう計算もあろうかと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長、今、財政課長答弁したとおりですよ。

10倍から20倍の開きあるんですよ。だから、損害、営業損害と就労不能は用対連の考え方の公共用地の取得の考え方、それよりも更に1年、3年と追加した金額を補償しますと言ってるわけですよ。ところが、多くの方々が、山木屋の人も含めてですよ、何十年、何百年と住んできた土地、家屋については、一番安い固定資産評価額でやるぞと、こう言っているわけですよ。そういう問題点が分からないで、評価しますなんていう答弁になるからおかしい。

もっと、ついでに言いますよ。いいですか。あと問題点は、いいですか、こう言ってるんだ。あと、もう1ついいですか、これ町長、大事なことから、よく覚えておきなさいよ。土地建物に関する権利について、いいですか、これ議会の質問なんだからね、東電の回答ですよ。全額賠償した後も原則として所有権の移転はしませんが、避難指示が解除され一般的な土地取引が開始されるまでは相続や公的な用地賠償を除く第三者の移転、譲渡、転売等を控えていただく必要がありますと、こう言ってるわけです。これ、民法の422条のことなんですよ。なんて書いてあるか。回答、全額賠償を行った場合は、いいですか、これ東電の回答なんだからね、町長。民法の422条により当社が所有権を代位することが可能となりますが、いいですか、民法422条をもってくれば、全額賠償したならば、その所有権は東電に帰属するんだよと、本来的には。その権利は行使しないだけだから。だから、所有権の移転はしてはもらっては困りますと、こう言ってるわけですよ。これは問題だと思いませんか、町長。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2番高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

今、質問、お質しありますように、その内容を聞きますと、これはあくまでも東電側の考え方に立った対応だと思ってます。（不規則発言あり）国、今、東電のほうの所有権の移転の問題でありますけれども、そういう国、東電側に立ったことの話で進んでいるように伺えますので、そういったことについては被災者の立場に立った考え方に立つように、これからの活動の中でやっていきたいと思っています。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね町長、今いくつか点挙げたけど、根本的には、ここ、今言ったところですよ。

いいですか、公共用地取得の価格体系になってない。宅地も建物も。だから安い金額しか出てこない。だから、生活を再建するだけの補償がもらえないということ。それから、いいですか、よくどこの首長も言うけれども、全額賠償、みんな同じくしてもらわないと困るという。全額賠償したならば、民法422条をもってきて、東京電力のものだぞと、本当は。いつでも代位できるんだからなと。所有権移転のときなんか、とんでもないぞと、こう言ってるわけでしょう。ということは、全額賠償もらったら、実質的に所有権がないということですよ、山木屋の方々全員。そういうのが、さっき町長が言った一定の評価するんだと言った国が示した第二次追補だし、7月24日に経済産業省が示した中身だし、7月20日に東京電力がそれ

を受けて具体的に住民の皆さんに示した中身なんですよ。ですから、こんな基準を町長は認めると、民報新聞に、読売新聞だか朝日に書かれてましたよね、認めたと、年内に認めるんだみたいな話があったじゃないですか。今のような問題点を踏まえて、その考えに変わりはありませんか。全く根本から私が質問してるように、もう1回損害賠償の設置舞台をきちっとつくって、住民の人にも、議会にも、当局も知恵を出して、国と東京電力と交渉していくんだという気持ちにはならないんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2番高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

先程来、評価しますは取り消させていただきましたので、これはご理解をいただきたいと思います。

次に、公共用地の取得の価格になってないという状況についても、改めて認識をさせてもらいました。また、これから、この損害賠償については、現時点で出ているものについて、それは住民の皆さんにもしっかりと、その内容を把握していただいて、今言われるようなことについても広く知ってもらい、共有していかなきゃならないと思っています。そういったことをしながら、この問題点を追求して内容を深めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。（不規則発言あり）

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、だから町長、その場所を、我々有志議員でも町民の山木屋住民の皆さんと勉強会やりましたよ。弁護士も含めて、この問題については。

だから、少なくとも多くの山木屋の住民の方々は、この問題意識は持っているわけですよ。だから、みんな困るって言ってるわけですよ。ですから、双葉郡8町村がなんて決めたろうが、そんなの関係ないじゃないですか、川俣町は呼ばれてないんだから。最初から無視されてるんだから。6月9日に行って、町長が何をしていたかおれは知らないけど、別に何も言っていないんでしょう、具体的なことは。だったら川俣町が、きちっと場を設定しろということを国、東電に言うべきでしょう。それが山木屋の住民の方々の明日への生活の再建の第一歩になるんだから。是非それはやってください。

時間なくなるから、あと次のこと言うね。あと一番先の問題言うけど、いいですか、避難基準20ミリシーベルトうんぬんかんぬん、じゃあ、町長に聞くけど、チェルノブイリの避難基準ていうのはどうなっているか知ってますか。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 数字でありますので、ちょっと今もってわかりません。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いいですか、チェルノブイリの避難基準は、1992年に今のベラルーシ共和国になってからだね作ったのは。ソビエトのときとは違うんだ、避難基準というのは。

それによれば、いいですか。町長がさっき言った、日本政府が今、決めているの

は空間線量だけでしょう。20ミリだ、50ミリだ、空間線量だけでしょう、言ってるのは。だけどベラルーシでは、山木屋の方々もよく言うじゃないですか。戻ったって土壤が汚染されていたら農業はできないんだよと、暮らしていけないんだよと。ちゃんと土壤汚染の濃度まで規定してるんですよ、ベラルーシでは。だから、そういうものを、これだって世界的に認められた最初の避難基準を作ったものですよ。簡単に言えば、簡単に言えばですよ、これインターネットでやるとすぐ分かるから見てください、町長も後で、自分で勉強しないからうまくないんだ町長は。いいですか、簡単に言うところのことですよ。20ミリ以下、20ミリから5ミリの間はベラルーシで言っているのは移住の義務ゾーンなんです。移住してくださいと言ってるんですよ、ベラルーシでは。5ミリシーベルトから20ミリシーベルトの間の人たちは移住してください。1ミリから5ミリの人は、移住したいという人は、その権利を保障しますと言っているんですよ。ところが日本はどうか。20ミリまでは問題ないぞと言ってるわけじゃないですか。なんで、これが国民の、我々川俣町民の山木屋地区住民の皆さんの権利を、健康な権利を守る基準になるんですか。全く違うでしょう。国は緊急事態だと言ってるわけだ。それじゃあ、緊急事態だということについて、町長はどういう認識なの。さっきの答弁では何も言っていない。例えば緊急事態の定義は特措法の15条の第1項第1号に、放射線量、異常な水準の放射線量が出ているときと書かれていますね。制令で定めると書かれていますけど、幾ら以上なの、これ。

○議長（新関善三君） 副町長。

○副町長（永田嗣昭君） ただいまの質問にお答えいたします。

基準につきましては、措置法の施行令第6条に規定されておりまして、具体的には、1時間当たり500マイクロシーベルトという部分がございますし、1時間当たり5ミリシーベルト、1時間当たり10ミリシーベルトと3つの条件がありまして、それぞれ規定されているところでございます。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 今の第一原発は、どういう状況になってるんですか。

○議長（新関善三君） 副町長。

○副町長（永田嗣昭君） ただいまの質問にお答えいたします。

第一原発につきましては、3月11日時点で緊急事態の宣言がありまして、その際に500マイクロシーベルトということになっていると思いますが、現時点の部分については今ちょっと承知しておりません。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 今わからないわけでしょう、わからないですよ今。

いいですか。そうすると、昨日なんだか細野大臣が辞令配ったべした、原子力規制委員会というの出来たんでしょう。そうすると、この特措法の15条の4項では、この緊急事態の解除を行う場合は原子力安全委員会と書かれているんだけど、今度は規制委員会に代わるんでしょう、ここのところが。そうすると、川俣町は町長、

第一原発の緊急事態の状況に制令で今言った政令の6条で言ってる状況に第一原発があるかないかというのは、どうやって把握しているんですか、いつも。

○議長（新関善三君） 副町長。

○副町長（永田嗣昭君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、第一原発につきましては緊急事態宣言が継続されておまして、第二原発については緊急事態宣言が解除されているという状況です。法律によりますと、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときに解除宣言という形になっておりますので、現段階では、その状態になっていないということで継続されているというふうに理解しております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） なんで確認しているかというのですよ、今の20ミリ、50ミリの話というのは、緊急事態だから法律を無視して行政が勝手に決めた基準だ。これ同僚議員も言ってるわけじゃないですか。

じゃあ、今の第一原発が今言ったその政令の6条の規定にあてはまらない状態に、さっき町長言ったじゃないですか、安定している状態、準冷却状態にあると言ったんだよね、さっき。安定している状態で、これにあてはまらなかったらですよ、さっき言った線引きの3つの放射線量、20だ、50だ、それ以上だと、これには該当しなくなるんですよ。普通の法律の状態に戻るんですよ。だから、確認しているのかいと私は聞いているんですよ。制令6条の状態に今、第一原発があるんですかと、確認しているんですかと私は聞いているんです。それがなければ、緊急事態解除宣言してもらえばいいじゃないですか。そうすれば、今の通常の法律が適用されるんですよ。だから、確認をどうやってるんですか、してるんですか、その状態があるんですか。3月11日に発令したことぐらい知ってますよ。大体、同じ新聞見ているんだから。今の状況が、この状態に該当してるのかということを常に確認しているのかと私は聞いているんです。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 先ほど、準安定と言っておりますけれども、それは今、冷温停止状態が続いていて、温度が50度とかなんかになっている、そんなことで言っていることでありまして、今データで得たことではないということでもあります。そのようなことです。（不規則発言あり）

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、境界のほうの把握はしておりません。（不規則発言あり）

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 国が本来、制令6条の状態でなかったらば、原子力安全委員会で解除すべきなんですよ。解除すれば、通常の法律の1ミリシーベルト論と2.5だか2.3か、その論理に戻るわけですよ。普通の法律状態に。

それに戻したくなくて、今のまま返したいから、山木屋に、飯舘に、浪江に、だ

から緊急事態そのまま継続しているかもしれないじゃないですか。だから、今の状態をなんで調べないんですかと、それ調べたうえで議論します。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 一時休議して確認して答弁。

（午後 2 時 5 9 分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後 3 時 2 1 分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

福島第一原発の発電所の 8 ヶ所のモニタリングポストが敷地の境界のところにあります。各モニタリングポストの値としましては

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り 5 分です。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 値としましては、時間的にいろいろありますが、3.6 から 8.2 というような状況で今推移をしているところであります。

失礼いたしました。マイクロシーベルト／h になります。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 時間ないので最後なんですけど、私もいろいろ言いたくて言ってるわけではないの。

というのは、なんでかという、さっき政令の第 6 条で 500 マイクロって言ったの、副町長。500 マイクロって言ったでしょう。今 3.6 とか 5 って言ってるじゃないですか。そうしたら、どこで緊急事態に該当してるんですか。要は同僚議員も多く質問してますけれども、本来的には、もう緊急事態を解除をして通常法律の下で我々は暮らす権利があるんですよ。そうすると、山木屋に戻れとか、ここで当たり前で生活するのが普通なんだとかという議論にはならんのですよ。同僚議員もいっぱい言ったでしょう。1 ミリシーベルトが当たり前、管理区域は 5.2 とか決まってるじゃないですか。みんな、ここに、大体 1 ミリシーベルト以上になるでしょう、我々今ここで暮らしてたって、年間被ばく線量。そうしたらば、通常法律の中で暮らしたらば、多くの人々に精神的損害も財物的損害も賠償しなくちゃいけなくなるんですよ、国は。そのときに、民事賠償なのか国家賠償なのかという根本的な問題があるわけです。そして、財物補償するときには、当然さっき財政課長言ったように、通常公共用地で取得するときの用対連の価格を持ってきてやれば、だれだって生活再建できるわけですよ。そういう根本的なことをきっちり皆さんが認識をして、町民のために、川俣の明日のために働けるのは皆さんしかいないんですよ。議会は議論をしたって決議しかできないんだから、執行はできないんだから、執行できるのは皆さんなんです、役場の組織なんです。だから、その

根本的なことをきっちりと踏まえて、国に言うべきことはきっちり言う。さっき言ったように、安定しているのなら緊急事態早く解除して、通常法律の中で我々が暮らせるという仕組みをつくってくれるというのが当然の皆さんの責務でしょう。国が解除しないから黙ってんだでは、おかしいでしょう。国が解除しないのは、いくらでも賠償金額は安くしたい、そのためには避難すべき人なるべく減らしたい、こういうことだけの話ですよ。そのことをきっちりと踏まえて、明日の川俣町と山木屋の人たちが本当に明日から安心して暮らしていけるようにするためには、さっき言った町長も認識改めたでしょうから、すべての財物補償の考え方から何から、きっちりと川俣町の方針を打ち出して、それは山木屋の人とも、議会ともよく相談をして、方針を作って、それを国に認めさせる、東電に認めさせる。そして、通常法律の中で暮らしていける、その仕組みをつくるために、是非古川町長以下、全知全霊を傾けて、この半年でないとできませんよ。来年になって、概算要求に間に合わないような話では、復興交付金だって1銭も使っていないんだから、川俣町は。申請もしていないんだから。見直しの話は特別委員会でやるからいいですけど、時間ないけど。そういうことを、きっちりとやってほしいというのが町民の願いですから、議会の全議員の願いですから、タイムリーに、そして大胆に、そして力強く、この災害復旧の施策を進めていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は3時40分です。
(午後3時26分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。
(午後3時40分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 次に、5番議員 高橋道也君の登壇を求めます。高橋道也君。
○5番（高橋道也君） 5番高橋道也です。

昨年3月11日の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から1年と半年が過ぎてしまいました。今なお被災し、避難を強いられている県民は16万人を数えており、川俣町も山木屋地区が計画的避難地域にされ、避難を余儀なくされたことをはじめ、全町民が放射能汚染の恐怖にさらされ不安な毎日を過ごしております。今回の9月議会の一般質問でも、震災と原発事故による被害対策の質問がほとんどであることからわかります、町がやらなければならないことは放射能対策であり、町民が安心して暮らせる町を一日も早く取り戻すことが第一の課題であると思うことから、次の質問に移ります。

川俣町除染対策事業について。

- 1、事業はどの程度進んだのか。
- 2、今後どのように進めていくのか。

次に、町の復興の柱として自然エネルギーの導入計画をつくり、官民一体となって積極的に自然エネルギーの導入に取り組むべきと考えるが、町の考えは。以上です。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 5番高橋道也議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、1点目、「川俣町除染対策事業について」の(1)事業はどの程度進んだかについてのご質問でございますが、先の13番石河清議員へご答弁申し上げましたとおり、町では川俣町放射性物質除染計画に基づき、平成24年8月23日に共同企業体6者による指名競争入札を実施し、本町の東側の5つの地区の発注を行いました。その工期は、平成25年2月末までとしたところであります。また、平成25年度に実施する本町の西側の地区につきましては、事前モニタリングを今月中に発注する予定で、現在その準備を進めているところでございます。これらにより、全体のスケジュールは若干遅れておりますが、今年度に予定しておりました業務につきましては、おおむね実施できるものと考えております。

次に、(2)の「今後どのように進めていくのか」についてのご質問でございますが、今年度を実施する除染につきましては、まず除染前のモニタリング測定を行い、その結果を踏まえ、除染方法を作成し、同意をいただいたうえで除染作業を実施することになります。また、平成25年度に実施する予定の除染区域につきましては、今年度内にモニタリング測定を実施するとともに、その結果、早急に除染すべき高い放射線量のスポットや高校生以下の子どもや妊婦さんが生活している住宅、また公共性の高い施設については、平成24年度内の除染に取り組むこととし、それ以外につきましては、平成25年4月に発注し、25年内に完了するよう進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、「町の復興の柱として自然エネルギーの導入を」の、「自然エネルギー導入計画をつくり官民一体となって積極的に自然エネルギーの導入に取り組むべきと考えるが、町の考えは」についてのご質問でございますが、平成24年3月5日に決定いたしました第1次の川俣町復興計画の復興施策につきましては、原発事故による被害を受けた地域として脱原発の考えの下、町の復興を図るため、地域の特性、産業の創出等を考慮しながら、町の重点事業といたしまして木質バイオマス発電、太陽光発電、風力発電、小水力発電など、積極的に再生可能な自然エネルギーを導入したうえで、自然、産業及び情報技術を組み合わせたシステムとして、過疎型スマートコミュニティプランの構築及び、そのプランを実施することとしております。本施策の推進につきましては、具体的には平成24年6月22日に、町と戸田建設株式会社と協定を締結し、平成24年7月24日には第1回目の川俣町過疎型スマートコミュニティ構築事業検討委員会を開催したところでございます。また、本委員会は産学官連携といたしまして、官民一体となった組織であり、現在、木質バイオマス発電、太陽光発電、風力発電、小水力発電等の再生可能な自然エネルギー導入の可能性調査、木質バイオマス発電における放射能汚染木材の処理と焼

却に伴う技術開発可能性調査、過疎型スマートコミュニティ構築のためのエネルギー需要構造等の検証による可能性調査、過疎型スマートコミュニティ計画の立案と、その経済性評価及び事業化可能性の検証等について調査事業を実施しているところでございます。また、再生可能な自然エネルギー導入計画につきましては、本調査事業を踏まえ研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） まず、除染対策事業から質問したいと思います。

仮置き場についてですけど、先日の同僚議員の質問に対しまして、7ヶ所、1万1,799平米の仮置き場をやると言っていたんですけども、これで、どの程度、今回の除染に対してクリアできるのか。

それから、これからこれで恐らく足りないと思うんですけども、それに対しては、いつごろ、どのような形でできるようになるのか、お伺いします。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

仮置き7ヶ所、特定ができて、6ヶ所これから発注ということになってございます。全体的にクリアできるのかというようなご質問でございますけれども、町全体の面積と今想定をしておりますのが23.7ヘクタールほど見込んでおります。11万ですので、あと20万平方メートルくらいは必要かなと思っておりまして、それについては、25年度除染の部分、又は先行して、失礼しました。今後やろうとする除染等に合わせて、いろいろと調整方をしていきたい。24年度実施分については、若干もう少し足りない部分がございますので、24年度分についても各地区で想定している部分がありますので、今後、地区等に入らせていただきまして、いろいろと確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） これも同僚議員、なにしろ質問が重なっていますので、同僚議員の質問を受けて質問するようになるんですけども、それで、若干造成に時間がかかる仮置き場があるということで、10月中の完成を目指しやると言ってるんですけど、除染は10月から始まると思うんですよね。そうすると、若干仮置き場に置けないという形ができると思うんですけども、そのできなかった分については、どのような措置を考えているか、お願いします。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

24年度発注しております中身で、仮置き場等の面積等に不足というか、足りない部分についてのお質しだと思いますけれども、それについて（不規則発言あり）申し訳ございません。それにつきましては、時間的な部分で間に合わない等々が発

生した場合の取り扱い等につきましては、できれば除染のお宅のほうに若干置かせていただくというようなこともお願いをするという方向でも進めたいと思いますが、そのようにならないような形での対応というのを今後しっかりとやっていきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 今の答弁ですと、住宅に置くように、1軒1軒ですね、置くようになるかもしれないと。それと、あとは、これから考えていくと。これから考えていくと言いましても、今日はもう9月の中旬、あと半月ぐらいしかないわけですけど、これから考えるということでは話にならないと思うんですよね。実際いって、我々議会でも常に去年から申しましていたとおり、今、原発の問題でも問題になってるトイレのないマンションということで、それを今、原発はやってるんだということで、そういうことではどうしようもないんじゃないかと。だから、一番先考えなくちゃいけないのは仮置き場だと、これを最初にやって、さあ、どうぞ入れてくださいという形をつくらなかったらしょうがないんじゃないかということとは再三再四、当局のほうには申し述べてきたと思うんですけれども、私が前聞いたのは、6月半ばには出来ると、目指して造るという話を聞いていたにも関わらず、実際いって除染の入札よりも仮置き場の入札のほうが後になるというのは、どういうことかなと。まずトイレを先に造って、そこに、さあ入居してくださいというのが当たり前の話だと思うんですよね。だから、その辺のところを再三再四にわたって言われていたにも関わらず、ここまで遅れたということには、何が原因しているんですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

遅れた原因ということでございますが、これは、土地等の地権者等のいろんな用地交渉等を行いながら進めてきた経過がございますが、その部分で若干、の思うように事が進まなかったということで、地権者の方からもお断りをいただいたり、若干その辺の状況もございまして、用地交渉等の部分かなと思ってるところであります。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） それ以上の答えはできないと思うんですけれども、実際いって来年度も引き続き、来年度は3,500円くらいになると思うんですけど、これをやるわけですよ。そうしたら、もう今からきちっとしたトイレを造って、来年は春先から5月の連休明けぐらいからは仕事ができるというような体制をつくっていただきたいと思います。

それから、住宅に仮置きを、仮々置きになるんですか、それをさせてもらうということなんですけども、これに対しては実際行って住宅の方々のほうに説明会なりで説明はしていますか。実際いって私聞いた範囲では、やはり、その住宅にわざわざ除染したものを置くことに対しては相当な反発が出たというふうに聞いてるんで

すけれども、それでも町は、それしかないからやるということなんですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

その仮々置き場といわれる部分でございますけれども、これについては説明会等で、どうしても間に合わない場合についてはなんとか置かせていただきたいというような趣旨でご説明を申し上げていた経過がございますが、議員お質しのとおり、やはり、家の宅地に置かれては困るというようなお話も多くいただいたのは確かでございます。その辺につきましては、時間的な部分でどのくらいそこに置かせていただくのかというようなことも、ある程度お話をさせていただきながらというようなことになろうかと思っておりますけれども、皆さんからのご同意をいただきながら、この部分については対応をしていきたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） これも、あるところから聞いた話なんですけれども、住宅に置くのはなかなか厳しいだろうということで、仮々置き場をある程度設置して、造って、そこに当座置いておいて、あと仮置き場が完成した時点で運び込むというような話は聞いているんですけれども、それは町のほうでは全然聞いてないですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） ご質問に答弁を申し上げます。

各地区のほうから、そういう仮々置き場で当座置くようなところというところでの話は若干はいただいている経過がありますけれども、正式にそういう部分で町のほうからもそういうお願い、または地区からも了承というようなところまではいってございません。そういうお話がございますれば、いろいろと地域の方とも話をさせていただきながら、対応をお願いしながら進めてまいりたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） あと、先日の質問で、ちょっとわからない点がちょっとあったんですけれども、12月に起算日ですか、3年を目途として仮置き場に置くということで、12月を起算日とすると。

それで、12月には運び込むというような趣旨で課長が発言したと思うんですけれども、これは12月から運び込むのか、12月までに運んでしまうのか、それとも、それは継続しているのか、その辺のところをもう1回質問します。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

仮置き場の起算日ということでのご質問の中で、答弁させていただいた中身につきましては、これから除染をして10月中にはおおむね除染が終わるので、その12月くらいには仮置き場のほうにある程度汚染土壌がすべてが入るというようなイメージからすると、その設置ができた段階から3年の起算日になるという趣旨で私のほうで発言をさせていただいたところでありまして、今年の12月を目途に、そ

ういう形で進めると、仮置き場の起算日というのが12月頃からというようなことで答弁をさせていただきました。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） ということはですよ、今から10月ですから、2ヶ月半ないし多く見積もっても3ヶ月で、おおむねほとんどが出来てしまうというふうに町は考えているということではないですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

まず、その仮置き場の起算日というところでお話をさせていただいた経過がございます。あと、もう1点は、その仮置き場が造成等については、今6ヶ所分が今回発注をしますけれども、大きく造成するのは2ヶ所程度で、あとは、もともと更地になっていたというようなところがございますので、来月中にはもちろん完成ができるというような趣旨も踏まえたと、10月には仮置き場もできるところもある。若干、造成工事等が入って、工期等に、仮置き場が完成するまで若干の時間がかかるところもあるというようなことも踏まえて、トータル的には12月が一つの基準日というような形にさせていただくというようなことでお話をさせていただきました。仮置き場すべてが12月に全部収まるというようなことでは若干考えてないところもありますけれども、おおむね12月には大方の仮置き場については出来て、そこに搬入が終わるというような趣旨で考えているところであります。また、全体の除染につきましても、おおむね年内に除染が完了できるような形の行程等について打ち合わせをさせていただきながら、今進めているという状況でございます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） あと、役場で説明会などで説明している中で、最初の説明だと5人で3日で終わるという説明をしていたと思うんですけども、それで今現在は、10人で3日の計算をしているということなんですけれども、本当に私考えるには、実際いって町、旧町内をやる分には10人で3日あればある程度はできるかと思うんですけども、実際母屋も敷地も田舎のほうに行くと広いわけですよね。それを私自身は考えると、10人で3日というのはちょっと無理な数字じゃないかと思うんですけども、それでも、それでできるということなんでしょうか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

1軒の除染の日数等でありますけれども、10人で3日というようなお話でございしますが、その段取り的にはいろいろあるかと思います。また、今回のほうは西側のほうということで多く山を抱えている地域というようなことがありますので、状況によってはもう少しかかるところもあるし、また逆に少なくなることもあるというような状況かなと思っております。その辺は、ケースバイケースかなと思います。

ますけれども、トータル的には、そういう部分で可能なのかなと思っております。
そういうことでの、あと除染計画等も企業さんのほうからいただいて、よく打ち合わせをしながら進めてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） それでは、川俣町でやった先行除染の結果をいただいているんですけども、郊外住宅先行除染対策事業業務委託というほうの2件、これは何人で何日かかりましたか。1件当たり。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 今回実施をしました先行除染でございますが、これについては多くの同業界の方々も逆に研修的な部分も踏まえて、モニタリング調査から、あとは除染の方法から、また除染の実施から、そういう部分では若干研修的な意味合いも含めて、時間的には多く取らせていただいた経過がございます。まずは川俣町の事業所の方々については除染の実績はありますが、まだまだ技術不足なり経験不足というようなことでありまして、若干日数を多くかけながら除染の先行除染というのを実施した経過がございます。先ほどありました3日、4日ということでの除染の態勢で実施をしたということではなくて、もう少し時間をかけながらやった経過がございます。大変申し訳ありません。今、資料がございませんので、何人で何日で実施をしたという詳細については手持ちに資料がございませんでした。申し訳ございません。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） まだ時間ありますので、それは後で提出してください。

それで、あとは、この先行除染の結果、小綱木地区の除染だと思うんですけども、実際に町が基準にしているのは高さ1メートル地点の除染結果を一番に重視して今まで測ってきたりモニタリングやったり、いろいろなことをやってきたと思うんですけども、実際いって、この数字を見ると0.58、47%、片方は36.36%、町で目標としているのは、除染計画でいくと50%減ということを目標に今回の除染はやるということなんですけれども、これだけ数字が下がらないということで実証試験的な除染が終わったわけなんですけれども、これに対しては、どのようにこれから考えていくのか。やはり同じような地域を今回は除染やるわけですから、同じような結果が出るんでないかということを私は考えるんですけども、それを前回の同僚議員の質問に対しては、20、またそれ以下にならない場合には26、27年度でやるんだというようなことは言ってるわけなんですけれども、それにしても、やはり結果が出ないことを大金をかけてやるのであれば、もっとやり方を変えて、1回やる分には、そのときやればかからないわけですよ。もう1回また新たにやろうとすると、また同じようなお金がかかっちゃうわけです。だから、それをなんのためにこの先行除染というものをやったのか、その辺は考えにあるやなしや。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

まず、結果が出なかったところの部分であります、大変、今回24年度実施をしようとするところが西側ということで山の多いところ。今回、その線量が下がらなかった原因というのも、答弁させていただいた経過がございますが、また、ご指摘もいただきましたが、大変山の急斜面で、なかなか思うように山の分の除染ができなかったというようなことで、なかなか線量が下がらなかったという結果も出てございます。そういう結果を踏まえ、若干急斜面であっても除染をしないと全体的な線量が下がらない。そうした場合に、急斜面に対する手当というものが出てくるのかなと思っておりますが、なんらかの手法で急斜面の除染をしたときに、崩落度が、今後の危険性がないような形の処理ができるのか、そういうところも頭に入れながら、また広報なども使いながら実施をして、低減化としては50%を目指した除染というのを今後していきたいと考えております。そういう意味では、せっかく先行除染でやらせていただきましたので、その部分をしっかり検証をして、また今後の除染につなげていくというようなことで先行除染をやっておりますので、それを基に一生懸命やってもらいたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） あと、実際いつて除染計画では、普通世帯は50%、あと子どもさん、妊婦さんのいる世帯は60%ということで目標としているわけですが、そうすると、子どもさんのいる世帯と、あと普通世帯というか、そういう世帯とやり方を変えるのかどうか。

仮に、片方で目標がまるっきり50%と60%という目標をつくってあれば、必ず50%の目標のやり方でやったら、それにしかないわけですね。それにプラスアルファがなかったら、子どもさんのいる世帯はそれ以上は下がらないということになるわけですから、その辺の発注した形、あと、いろんな人に聞くと、その辺の区別は全然ないような発注の仕方をしているように聞こえるんですけども、その辺はどのように考えますか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

その発注の区別等については、中身的にはしてございません。同じような発注の方法にさせていただいております。それで、除染する前にしっかりとモニタリングをして、その除染の方法等々について計画書を作って、皆さんに同意いただいて除染が始まるというような中身になりますが、その部分についてしっかりと50、60の数字だけではなくて、どのようにすればもっと除染の低減ができるのかというようなところも、しっかり計画の中で調整をさせていただいて行うという方向になるかと思っております。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 今の答弁ですと、なんら50、60は関係なく除染はやるんだ

というふうに聞こえるんですけれども、だったら、この60とか50とかという数字を出した意味がないんじゃないかと思うんですけど、どっちかに絞ればいいんじゃないですか。

なんで、これは格好つけに50、60と、子どもさんいる家は大事だから60って出したみたいになっちゃうんですけど、実際いって何かなかったらこの差は出てこないと思うんですよ。10%の差っていうのは。50%、60%という目標があるわけですから、そうしたら何らかのやっぱり50%を普通の世帯とするのであれば、子どもさんや妊婦さんのいるところは何らかのプラスアルファの除染をやらなければ、この10%の差というのはできてこないと思うんですけど、実際いって、いや全部60%を目標とするんだというんだったらいいんですけれども、この辺は今の答弁ですと、ちょっとこの差が出てこないと思うんですけど、もっと何か方法があって、実際いって除染計画というものを作って、その目標を掲げているわけですから、その目標のとおりにはやらないと、なんのための除染計画だったのか分からないでしょう。ただ、あれは作っただけかいと、皆さんに作らないと格好がつかないから作っただけかいということになっちゃうんで、もう1回答弁願います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

50、60でありますけれども、やはり子どもさんがいらっしゃる生活圏というのは、いくらでも低減をして健康被害というのを最小限に抑えましょうというようなことでの60ということとさせていただいておりますけれども、50、60の数字だけで除染の中身が同じではというようなことでご質問でありますけれども、その部分については先ほど申し上げましたが、モニタリング調査をして、結果を踏まえた、除染をどのようにして、その家の除染をするかというようなところをしっかりと、お子様のいる家庭というのは十分わかるわけでありまして、そういう部分をしっかりと中身を見て、定言的には60以上になるような形の除染の方法、手法というものを、そこで導入をしてやるというような考えであります。1つは、何が違うのかということとありますけれども、その家庭、家庭によって状況がすべて、もちろん変わるわけでありまして、コンクリート舗装になっているところもあるし芝生のところもあるわけでありまして、そういうところを、よく一つひとつ現場と見極めながら、ここで町で出している50、60については、しっかりと下がるような形の除染計画を作ってやっていきたいということとありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 先ほどの町長の答弁の中で、高校生以下の子どもや妊婦さんがいる生活をしている住宅は優先的に全町内的にやるというような話はいただいたんですけれども、これは、いつごろやる予定なんですか。まだ入札もなにもやってないと思うんですけども。お聞きします。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 子どもさんのいらっしゃる家庭等々については、除染をするということでございますけれども、これは、今後、来月にはモニタリング調査をまず実施をするように発注していきたいと思っております。

そのモニタリング調査が終わり次第、お子様がいらっしゃる家庭もわかるわけでありまして、それについて除染計画を作って、24年度中に発注をして先行的に除染をしていくというような方向で今考えているところであります。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） ということはですよ、結局24年度中に発注をするということですか。

24年度内に除染に取り組むこととし、それ以外は25年ということになってるんですけども、結局、今からモニタリングをやって、モニタリングに恐らく1月くらいかかるんでないかと思うんですけど、やって、それから発注してやったとして、11月、早くても11月。そして、12月は中頃で雪が降ったらできなくなっちゃうということになれば、これは恐らくできなくなっちゃうんでないかと思うんですけど、実際いって、その町内の24年でやる除染の、ほかの地域の子どものいらっしゃる家庭というのは何世帯ほどあるんですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 25年度実施を予定しているところでの妊婦さんを含めた18歳未満の世帯というのは842世帯、今現在ございます。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 842世帯というのは、今回の入札を見ると、一番多いくらいになっちゃうんじゃないかと思うんですけど、飯坂の一番多いところでも564世帯、564戸なわけですね。

そうすると、842世帯をやるのにどれほどかかるか、それを計算に入れて、これだけだんだん遅れていくというか。それで、本当にできるんでしょうか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

842世帯の今後の発注並びに事業という形になりますけれども、これはもちろん大字单位的に、又は行政区単位に点在をしているというような状況でありまして、1つの企業さんに発注するというような趣旨なのか、また、もっと分散をして細かく皆さんのほうへお願いをするのかというようなところもあるわけでありまして、もちろん、そういうところも今考えながら、いかに842世帯の分の除染ができるのかというようなことも今念頭に置きながら計画づくりをしているところであります。そういうことでは、年度内というようなことでの除染計画をしているところであります。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 実際いって今回5件の入札をやって、企業さんのほうは本当に

もう目一杯。よそから人が相当入って来るような話も聞いていますし、いっぱいいい仕事のしているんですね。

それに、また追加して、この842世帯が出るということになると、なかなかこれは難しいんでないかと思っているんですけど、思うんですけど、本当にできると思いますか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

大変世帯数も多くて大変だろうということでありませけれども、いろんな先ほども申し上げましたけれども、中身等もよく精査をしなければなりませんけれども、いろんな事業の発注の方法とか、いろんな中身の部分等々も今検討しているというように申し上げましたが、そういうようなところでクリアできるというような認識は持っておりますが、現実的に、やはりできる、できないという判断もしていかなきゃならないと思いますけれども、いろんな手法もあろうかと思います。そういうところも活用、いろいろと想定をしながら今計画づくりをしているところでありまして、年度内に本当に終わるのかという部分のご質問でありますけれども、そのような形で、まずは計画づくりをして取り組むというような方向で今進めております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） あと、学校等の除染も入札かけてやるようになってますよね。

それで、これは、この分の実際いって町場の小学校もあるわけなんですけど、この仮置き場というんですか、汚染物質の置き場というのはどういうふうに考えていますか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 今回、学校をはじめ幼稚園、又は保育所、10施設について入札を行ったところでありますけれども、これの仮置き場ということではありますが、今のところ、その地区に仮置き場の現実的に出来ているところはありませんけれども、今のところ想定をしているところがありますので、早急に仮置き場の立ち上げ等を行うというのがまず1つにあります。

あと、どうしても間に合わなかったらどうするんだというようなところもあるわけですが、それについては、今のところ仮々置きになるだろうと今想定をしておりますが、そういうところで今、地区のほうに入って相談をさせていただいているところでありまして、仮置き場がその前に出来て、しっかり納入ができればいいなと思っておりますが、どうしても間に合わない場合については、申し上げました仮々置きというような形にならざるを得ないところがありますが、そのようなことで今進めたいと思っております。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 明快な答えが出てこないわけですよ。

全部、今まで、これから考えていくとかいう感じの答えになっちゃうんですけど

も、実際いって町場の子どもさんのいる家庭の、これからやるといってるんですけども、これだって仮置き場が必要になってくるわけですよ。そうすると、地域ごとに仮置き場というのは造っているわけで、実際いって、その地域ごとの仮置き場というのはほかの地区からの仮置きというのは恐らく皆さんの地域で、それはできないだろうと思うんです。うちらほうを考えても、やはり福沢は福沢の分しかだめですよという約束を取られていると思うんですけど、実際いって、ほかの地域も、どこのを持ってきてもいいという地域はないと思うんですよ。そうすると、特に一番心配するのは町の中の除染なんですよ。これに関しては、実際いって町の中に仮置き場が出来るなんていうのは、ちょっと私は考えられないんですけど、課長の頭には、そのどこか仮置きができるようなところがあるのか否や。町の中の仮置き場というのを、どのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 仮置き場の中身ですけれども、今、議員お質しの中身は旧町内というような趣旨なのかなと理解をしておりますが、旧町内の部分については今２ヶ所ほど特定をしております、その部分でやっていきたい。

今回、７ヶ所の仮置き場の確定をしたということで、全員協議会でも説明申し上げましたが、今、町では１８ヶ所の仮置き場を想定をしております、その部分について今、用地交渉並びに接触等今あたっているところでありまして、そのうちの２ヶ所は町内用の仮置き場ということで今想定をしながら進めているところであります。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○５番（高橋道也君） それでは、去年、線量低減化事業でやった道路の除染、通学路の除染、これでやって、ちょっと何ヶ所かはちょっと忘れたんですけど、それで仮置き場を、仮々置き場になるのかな、それを造って今置いてあると思うんですよ。それをどうするのか。

あとは、学校も恐らく校庭の隅っこのほうに埋めてあるのかな。それもあると思うんですよ。そういうのは、どこに、今回造った仮置き場に即搬入してもらえるのかどうか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

低減化事業で、各地区で仮々置き場ということで大変ご迷惑をかけながら仮置き場設定してあるわけでありまして、それについては、今回の町のほうで本格除染の仮置き場のほうに搬入していきたいと思っております。

また、学校の校庭の中に埋まっている仮々置き場の汚染土壌等についても、併せて仮置き場のほうに搬入をしていきたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5 番（高橋道也君） では、いろいろと川俣町除染対策事業について今質問いたしましたが、これが課長が今答えたとおりに、これから実施できるように願っていますので、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、メガソーラーというか自然エネルギーの質問に移りたいと思うんですけども、これは、私は同じような質問を3月にもやりました。あと、同僚議員が6月にもやりました。ただ、この答弁書を、町長の答弁を見ると、大体答弁同じような答弁しか返ってこないんですよね。最後は、やはり努力していくとか研究してまいりたいという答えになっているわけなんですけども、実際いつて3月、6月以降、どんな努力をして、その方向を考えておられるのか、お聞きします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えします。

3月、6月以降のどんな努力かということでございますが、まず1つは、これは答弁の中にもあったと思いますけれども、川俣町のこれからの再生可能エネルギーを考えていくうえでということで、過疎型スマートコミュニティの事業ということで、これは7月24日に立ち上げまして、第1回の検討会議を8月31日に開催しております。その8月31日の中では、例えば県のほうの、これは事務局会議というふうな位置づけで開催しておりまして、例えば福島大学の先生、又は県のエネルギーの担当の方とか、東北電力さん、東芝さんとか、あと日本ジーイーとか、あと前にもお知らせしたと思いますが、C I ジャパンとか、あとボイラーのタクマさんとか、そういった、あと戸田建設ですか、その中で事務局会議ということで開催をしておりまして、まず県のほうの再生可能エネルギーのビジョンの説明を受けまして、あと現地の視察ということで、例えば、どういうふうに電気を引き込んでいるのかと、大きな大量の電気ですね、大量の電気を引き込んでいる状況の調査ということで、例えばアサヒ通信さんとか川俣精機さんのほうの電力の引き込みの現地調査をしております。また、寺久保に変電所がありますので、それらを東北電力さんの案内で、そういったところを見てきております。また、山木屋地区も全般的に視察をしまして、どういうふうな再生可能エネルギーが適するかということの全般的な視察をしております。実際に、その経過というふうにして、6月以降の経過となりますと、こういったことで計画を進めるにあたって、例えばこれも前にお話ししていると思いますが、今回の過疎型スマートコミュニティ構築事業の中では、1つは、木質バイオマス発電における放射能汚染木材の処理と、あと焼却の技術開発とか、あと2つ目に、再生可能エネルギー全般的な可能性調査ということで、これは太陽光とか小水力とか風力も含めた調査とか、あと、これらを事業化する場合の各種優遇施策の関係ですね。あと、またエネルギーの需要構造の検証とか、このスマートコミュニティの計画を進めるにあたっての経済性の評価とか、あと、また再生可能エネルギーによる、よくいわれるグリーン電力とかカーボンオフセットという、これは代替措置ですか、そういったこととかで、6月以降というふうになりますと、例えば経済産業省に出向いて、6月27日であれば、スマートコミュニティ

の構想普及の、それを進めるための協議とか、あと7月24日は先ほど申し上げましたね。あと8月31日は、先ほど申し上げたような中身での現地調査を行ってきているところでございます。6月以降の中身ということになりますと、以上のようなことで事務局会議を開催しながら、その具体化に向けた検討を進めてきているところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 今の答弁は、何を言ってるか、さっぱり私わからなくて、何か時間稼ぎに言ったのかななんていう感じになっちゃうんですけど、実際今言ったやつ、これから考えていく。

だから、要するに、これから考えていくということだと思っんですけども、やはり何種類もあるわけですね。バイオマス、太陽光、風力、小水力、その中で、やはり町でやる、どれが適しているのか、これを1点に集中して、1点か2点に集中して、それで山木屋地区にはこれが合ってるんだと、あと川俣町、この町全体を考えたときには何が合ってるかと、そういうものを考えたら、大体は簡単に分かってくると思うのね。山木屋地区に太陽光やろうとしたって、これは日照時間とか雪が降るとか、そういうことを考えたら、なかなかこれは適さない。そうしたら、やはり風力でないかと。今、実際にいつて布引山ですか、あそこには相当33基の風力発電が出て発電をやっているわけですけど、これだって、出資は一切町は、市、これは郡山市ですけど、出してないわけですね。関連企業が出資をして、それで電力の発電をやっている。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○5番（高橋道也君） それで、あと今、ソフトバンクとか東芝とか、いろんな町に鳥取とか、北海道とかにメガソーラーを立てようということをやっているわけですよ。

そうすると、今町長、本当に今動かなかったら、そういうことにはすべて乗り遅れるのではないかなと思うんですよ。だから、今何が町に適しているかを真剣になって、過疎型スマートコミュニティなんてやっている場合でないと思うんですけども、それじゃなくて、やはり町として何がこの町に適しているのかということを考えて、これから、これをやっていくんだと、それで全国にアピールしていくんだと、町長が一番の営業マンになって大企業を回るとか、出資企業を回るとか、そういうことをやって、川俣町に誘致するというようなことをやる考えはございませんか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 5番高橋道也議員の質問に答弁いたします。

今の質問であります、再生可能エネルギーについての研究、そして、またそれを具体化していくということでのお話を申し上げてきたわけですが、答弁でも申し上げましたけれども、この度7月に過疎型スマートコミュニティにかかる研究検討会を立ち上げたわけですが、木質バイオマスにしても、風力にしても、太陽光にしても、小水力にしても、川俣町のどこにそれが適しているのかということについての、今お質しのように山木屋の田んぼを全部太陽光にできないかという

ような話もしたことがございますが、しかし今言われたようなことも踏まえて、いろいろと実現可能性についての話は返ってこない。それは、どこに話をしているんだということではありますが、これは国のほうのエネルギー庁とかお話をした経緯があるのでありますが、また東京電力にも、そんな話で申し上げてきたところがございます。そんなことと、また木質バイオマスについても、これは先ほども申し上げておりますが、いわゆる放射性物質で汚染されている材木、どうしようもないと。それを、除染も含めた中で、そのことを再生可能エネルギーとして利用できないかというようなことは、今の川俣町の自然の力を使う場合には、まずは適しているものじゃないかというようなことで、木質バイオマスの研究で取り組む委員会を立ち上げました。これは何度も申し上げますが、実現できない構想ではだめですので、実現するためにはどのようなことが大事なのかということ、ここで結論を出してもらおうと、見方を検討してもらおうということでもあります。このことは川俣に限らず、よそのほうでもやっているわけですから、よそでも東芝が全面的に入ってやるような報道もなされておりますし、川俣町の委員会にも東芝さんが入っております。そんなことで、わざわざ、どここの地域でもこういうことをやるんだけれども、我々の名前が新聞に出るというようなことでの了解をとというのが来ているくらい、質問にありますように、いろんなところで今やっておりますから、我々も、そういったことに負けないといっちはなんでありまして、川俣らしさの再生可能エネルギーについての取り組みを進めていきたいと。私が営業マンになってやるのは、なんら問題ありませんので、積極的にこれからも取り組んでいく考えでありますので、ひとつご理解のほどを賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） そろそろ時間でございますので終わりますけれども、実際行って今の除染のあり方、いろいろ今質問しましたけれども、なかなか私から見ると厳しい計画、非常に厳しい計画だと思っております。

だから、課長も、課長が答弁している内容というのは町長が答弁したものと思って私は聞いておりますので、これを本当に実現できるように、そのとおりやれるように期待して質問を終わります。

○議長（新関善三君） 以上で一般質問は終わります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 10日の山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定で、遠藤宗弘議員への答弁の中で、総会はやりました、管理会の総会が開かれましたと答弁をいたしました。調べたところ総会が開催されておりましたので、大変申し訳ございませんでした。

その分を、文書による連絡と電話でのやりとりで委員の推薦をすることになった
ということの訂正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げ
ます。

○議長（新関善三君） お諮りいたします。

ただいま総務課長から申し出のあった発言の訂正について、許可することにご異
議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、発言の訂正については、これを許可することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから、各常任委員会を開催していただき、付託議案等について協議願います。
なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長さんをお願いいたします。

明日１３日、木曜日は、午前１０時から常任委員会を開催し、午後１時から決算
審査特別委員会を開催していただきます。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後４時４０分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 菅 野 意 美 子

同 署名議員 菅 野 正 彦